

# 『土佐国群書類従拾遺』所収『新聞歴史』（一八八〇） ―諸本及び本文の検討―

寺 島 宏 貴

はじめに

土佐国（高知県）はその歴史上、『蠹簡集』<sup>とくかん</sup>『南路志』『皆山集』といった地域文献・古文書集成としての叢書を豊富に擁してきた。近世中後期から近代にかけて編まれた土佐の叢書類は儒学者谷秦山（一六六三―一七一八）の中興した南学（海南学派）に連なり、いずれも史実考証に立脚するものであった<sup>1</sup>。本稿では、土佐の国学者・内務官僚である吉村春峰（一八三六―一八一）によって編纂された『土佐国群書類従』『同拾遺』（以下、原則として『土佐国群書類従』『同拾遺』はそれぞれ「本編」「拾遺」と略称<sup>2</sup>）のうち、後者に含まれる『新聞歴史』を考察の対象とする。

『土佐国群書類従』は、右に挙げた『南路志』以来の一大叢書と目され<sup>3</sup>、その部門編成は塙保己一編纂の『群書類従』を踏襲している。また現在までに、三〇〇冊あまり所蔵される国立公文書館本（以下「公文書館本」という。）を底本、東京大学史料編纂所本を対校本とした翻刻が高知県立図書館によって進められてきた<sup>4</sup>。この他、国立国会図書館、東洋文庫、京都大学、九州大学に写本が所蔵されている。しかし底本である公文書館本を含め、それらの来歴は明らかではない。他方で、本叢書や編者吉村に関する主だった研究も未だない。

さて、本稿で扱う『新聞歴史』とは「拾遺」伝記部に収まる全四巻の史書であり（「拾遺」部門編成は本稿三二頁の表2を参照のこと）、日本の古代から近世に至る新聞の起源、また幕末から明治一二年（一八七九）までの新聞や雑誌に関する事項を編纂している。平成二九年（二〇一七）、高知県立図書館刊『土佐国群書類従拾遺（土佐国史料集成）』第五巻に翻刻が収録された。

また『新聞歴史』には、新聞発行に関する法令や関係人物の評伝、裁判判決書、各地の新聞発行状況一覧、讒謗律・新聞紙条例違反者表、新聞禁止・停止表といった様々な史料が含まれ、これらは他史料との重複も多い。ただ、渡邊哲哉の解題によれば個々の新聞・新聞人をめぐる事柄が具体的に見える点に関して、「純粋な史料的関心だけでなく業務の参考にするためにも、吉村は本資料をとりまとめたのではないか」という<sup>5</sup>。また、系統立った新聞史の趣を持ちながら、これまでその存在は知られておらず、後の新聞史でもほとんど参照されなかった。

本稿では『新聞歴史』の前提として、まずは「本編」「拾遺」の概要、及び公文書館本の複数種にわたる目録に関して確認する。ついで、編者吉村春峰の業績を『公文録』を中心に示しつつ、他方で「本編」集録史料に関わった人物、また内閣文庫をめぐる柳田国男の著述と談話から、「本編」叢

書」の成立に関して考察したい。

これらの検討を経て『新聞歴史』各本の書誌を示し、それらの特質を押さえる。ここでは翻刻の底本となった公文書館本、ならびに東京大学近代日本法政史料センター・明治新聞雑誌文庫所蔵の各本（以下明治文庫本Ⅰ・Ⅱ）を対象としたい。ついで『新聞歴史』全四冊の本文に関して、公文書館本を底本とし、明治文庫本と照合しつつ順に巻を追って把握する。

以上を踏まえ最後に、同時代に刊行された新聞史書や、窺われるメディアア観などから本書の性格を考えてみたい。

## 一 『土佐国群書類従』『同拾遺』—概要と目録—

### 一・一 「本編」「拾遺」概要

「本編」は、江戸時代を中心として中世末から明治初年までの間に著された土佐に関する史料群を、一六〇巻一九六冊に編纂している。「拾遺」は、全七〇巻一一三冊（一〇六冊現存）である。稿本の大半は、編者の吉村春峰が長岡郡十市村庄屋時代（万延二年（一八六一）～明治二年（一八六九））に作り上げたといわれ、また成立時期は吉村没年の明治一四年（一八八一）とされる。ちなみに春峰長男の貞猪丸より、大正三年（一九一四）に寄贈された高知県立図書館への稿本二七〇冊は昭和二〇年（一九四五）七月の高知大空襲で焼滅したという。現在の公文書館本はその浄写とみられる<sup>7)</sup>。

### 一・二 公文書館本の目録

次に、公文書館本に含まれる「本編」「拾遺」それぞれの目録に関して説明しておきたい。

#### A. 「本編」目録三種

##### ① 『土佐国群書類従目録』

二一九—〇〇八九（冊次なし） 三七七種二〇〇冊（末尾記載「惣計凡三百七十七種、或合或分爲二百冊」）

##### ② 同右

二一九—〇〇八八（冊次なし） 三六八種二〇〇冊（末尾記載「惣計凡三百六十八種、或合或分爲二百冊」）

##### ③ 『土佐国群書類従総目録』

二一八—〇〇一三（冊次一九七） 三六八種一九六冊（末尾記載・朱訂正「惣 総計凡三百六十八種、或合或分爲二百冊百九十六冊」、表紙朱書「其三百冊、内正百」〔旧内閣文庫ラベル貼付のため判読不能〕）

これら「本編」目録の異同は、現在の形に落ち着きりぎりまで「本編」の編成の組み換えが行われていたことを示すが、左記に異同の例を挙げておく（丸数字はそれぞれ、右記の目録三冊に対応する）。

卷一二六「桃蹊家訓」 ①記載有 ②③記載無

卷一三三「珊瑚小説」 ①記載有 ②③朱で取消

卷一三八「旧高知藩田制概略」 ①記載有 ②朱で取消、書入「中村三万石時代旧記」（①卷一三九に記載有。②朱で取消、さらに書入「高知藩田制概略」を朱で取消、書入「検見秘録」「検見筆記」）

卷一二二「慨歎遺書」 三種全ての総目録に記載なし

B.「拾遺」目録一種

①『総目録』

二一八—〇〇一三(冊次三〇四) 末尾に冊数記載なし(表紙朱書「其三  
百冊、内正百■〔前記ラベル貼付のため判読不能〕」)。

この「拾遺」目録に関しては、国立公文書館デジタルアーカイブ上で「総  
目録」とのみ記載されている。

一・三 内務省図書局への収蔵時期

図書局への叢書の収蔵時期、及び蔵書印の使用期間については既に菊池  
義美が推定したが<sup>9</sup>、次に『新聞歴史』の成立に関わるため再説しておく。

A.「本編」

収蔵時期 明治一四年(一八八二)一二月二日〜同一年(一八八二)六  
月頃

蔵書印(朱) 「大日本帝国図書印」<sup>10</sup>

B.「拾遺」

収蔵時期 明治一五年六月〜同一年(一八八五)二月頃

蔵書印(朱) ①「図書局文庫」<sup>11</sup>

②「日本政府図書」(目録のみ)<sup>12</sup>

ここから、明治一四年一二月に没した吉村の生前には「本編」(正編)の  
写本は完成せず、「拾遺」は編集作業の途中であった可能性が大きいことが  
判る。すなわち、吉村本人の手が十分入らないまま拾遺の編集・写本作成  
がなされた結果、目録と内容の齟齬が生じたとみられる。このことは「拾  
遺」の未完成性を物語るものである<sup>13</sup>。

二 『土佐国群書類従』関連史料

二・一 編者とその公文書

以下、各書により『土佐国群書類従』の編者吉村春峰の履歴を記してお  
く<sup>14</sup>。天保七年(一八三六)七月一二日に誕生、明治一四年一二月二日に  
四六歳で没した。幼名徳太郎、通称嘉之助といい、春峰と号した。吉村喜  
平の男(吾川郡森山村(現、春野町)庄屋)。母、佐知。先祖は元三河国岡  
崎の浪人で、初代紋左衛門は山内掃部に仕えた。山内家の土佐拝領に伴い、  
紋左衛門も掃部に従い来国、以来代々庄屋・名本を勤めてきた家柄で、春  
峰はその七代目にあたる。

嘉永五年(一八五二)より父喜平の代役として、吾川郡広岡上ノ村庄屋  
へ転任、一時同郡浜改田村庄屋も兼務した。安政六年(一八五九)一二月、  
父の跡式を継ぎ、万延二年(一八六一、文久元年)に長岡郡十市村(現、  
南国市)庄屋となる。慶応二年(一八六六)に戸市村里長、のち長浜村里  
長に転じた。

明治元年(一八六八)、長岡村に設置された文武館での軍事教練で庄屋が  
呼び切り(呼び捨て)にされたことを不当として、多くの庄屋やその子弟  
を組織し抗議したために苗字召し放ちとなり、翌年、豊永郷(現、長岡郡  
大豊町)に転勤となった。しかし同三年(一八七〇)、吾川郡長浜郷の郷正  
(後に郷長)に任ぜられている。

明治五年(一八七二)三月に高知県庁に出仕、地券係となり、地租改正  
にあたって紛糾した土地所有権の整理などに関係。また、高知新聞にも執  
筆し、博学を称せられた。翌六年(一八七三)に上京して左院、元老院を

経て内務省図書局に勤仕した。

吉村は国学に通じ、十市村庄屋時代に『石土神社考』『大港考証』及び「本編」に含まれる『十市志』を書き上げた他、「本編」稿本の大半を作り上げたといわれる。また『旧高知藩旧制概略』などを著すとともに諸書を筆録、後には官を辞して「本編」「拾遺」を編集し、『南路志』以後の編纂書として断簡零墨にも注意を払い、集録した。

このような吉村の国学は、古典考証に成果を上げた鹿持雅澄の学統に属した<sup>15</sup>。また和歌にも堪能であった。その人となりは剛毅木訥で、一見愚なる容貌のようでも、ひとたび議論に及べば雄弁で鳴らしたとされる。

次に、「公文録」より「故五等属吉村春峰祭叅料下賜ノ件」を引く<sup>16</sup>。

故内務五等属吉村春峰祭叅料下賜之義ニ付伺

一、金百五拾圓

祭叅料

当省故五等属吉村春峰義、本月二日死去候処、同人義ハ明治六年職ヲ高知県ニ奉シ、爾来左院、正院、元老院等ニ歴任シ、八年十二月当省図書寮十等出仕拝命、専ラ図書保存ノ事務ヲ担任シ、就中古文書保存之事ニ別シテ力ヲ尽シ、奈良東大寺其他ニ於テ既ニ廃損スル処ノ古文書ヲ蒐輯シ、其廃ヲ起シ、遺ヲ拾フコト少シトセズ。且図書寮沿革備考其他数種ノ書ヲ編纂シ、以テ保存ノ事務ヲ整頓スル等、満八年十ヶ月ノ久キ、終始勉勵其功勞実ニ不少義ニ付、特別之御詮議ヲ以テ前書ノ金額祭叅料トシテ下賜相成度、別紙履歴書相添此段相伺候也。

明治十四年十二月九日 内務卿山田顕義

太政大臣 三条実美殿

〔朱書〕

伺ノ趣聞届候事

明治十四年十二月廿一日

〔履歴書及びカガミ省略〕

内務省同故内務五等属吉村春峰祭叅料下賜之事

右者、明治六年四月高知県等外出仕拝命以来、八カ年九ヶ月奉職勉勵中、図書保存方ノ儀ニ付テハ別テ尽力ノ廉モ有之趣ニ付、申請之通金百五拾圓可下賜哉相伺候也。

御指令案

伺ノ趣聞届候事

〔朱書〕

明治十四年十二月廿一日（朱丸印「田中」）

〔墨書〕

会計検査院へ通牒（朱丸印「岡田」）

右は内務卿山田顕義より太政大臣三条実美に宛てた、吉村による図書寮での古文書蒐集・保存、また「図書寮沿革備考」（現存せず）編纂などに対し、祭叅料として金一五〇円を下賜することに関する伺書、及びこれに対するの聞届である。

引用部で注記したように、この伺に同綴された履歴書及びカガミは略したが、履歴書の部分のみ表1に整理しておく。また、吉村没時の賜金一五〇円は「当時判任官で斯の如き恩典に浴したことは殆ど稀に見る処であつて、春峰の功績を顕彰して余りあるもの」といわれる<sup>17</sup>。異例の祭叅料には「本編」「拾遺」三〇〇余巻の集録・編纂の功も見込まれているよう。

表1 高知県土族吉村春峰 履歴書

| 明治       | 月  | 日   | 官職及び職務(等級・禄又は給与含む) |                            |
|----------|----|-----|--------------------|----------------------------|
| 3(1870)  | 5  | n/a | 高知藩                | 長濱郷々正〈第8等官〉                |
| 4        | 1  |     |                    | 長濱郷浦郷長                     |
|          | 5  | 19  |                    | 権少属〈第9等官, 官禄8石〉            |
|          | 8  | 24  |                    | 史生〈第10等官, 官禄12石〉           |
|          | 12 | 29  |                    | 免職務                        |
| 6        | 3  | 17  | 高知県                | 等外4等                       |
|          | 4  | 28  |                    | 等外3等                       |
|          | 8  | 23  |                    | 等外4等庶務課附属                  |
|          | 11 | 14  |                    | 等外1等出仕                     |
| 7        | 6  | 17  |                    | 補15等出仕〈上等月給下賜〉             |
|          | 11 | 24  | 左院                 | 5等書記生                      |
| 8        |    |     |                    | 記録課                        |
|          |    |     |                    | 書籍取扱規則改正掛                  |
|          | 4  | 14  | 正院                 | 少主記                        |
|          |    | 29  | 元老院                | 少書記生                       |
|          | 5  | 27  |                    | 権中書記生                      |
| 9        |    | 3   | 内務省                | 図書寮10等出仕                   |
|          | 4  | 17  |                    | 10等出仕                      |
|          | 9  | 21  |                    | 中録                         |
|          | 12 | 19  |                    | 岡谷繁実少丞の奈良出張(宝物取調) 随行を申付らるる |
| 10       |    | 22  |                    |                            |
|          | 1  | 11  |                    | 大小丞以下廃官に伴い事務取扱             |
|          |    | 12  |                    | 5等属                        |
|          | 7  | 19  |                    | 依願免本官                      |
| 11       |    |     |                    | 図書局雇い申付30円給与               |
|          |    |     |                    | 6等属                        |
|          |    |     |                    | 神奈川・静岡両県下社寺宝物取調のため出張申付らるる  |
| 12       | 11 | 6   |                    | 5等属                        |
| 14(1881) | 12 | 2   |                    | 病死                         |

上表は、「故五等属吉村春峰祭染料下賜ノ件」『公文録』(公03009100) 同綴の履歴書に基づく。表作成にあたり西暦を一部追加し、旧字を新字に、漢数字はアラビア数字に改め、朱墨による日付訂正及び干支は省略の上、原文を縮約した。また原本にデータの記載がない場合、「n/a(該当なし)」と記入。なお、〈 〉内は割書を表す。

表2 「拾遺」部門構成

| 巻     | 部   |
|-------|-----|
| 1～6   | 神祇部 |
| 7～12  | 法度部 |
| 13～17 | 主家部 |
| 18～20 | 系譜部 |
| 21～34 | 伝記部 |
| 35    | 漂流部 |
| 36～39 | 地理部 |
| 40～42 | 紀行部 |
| 43～45 | 歌文部 |
| 46～52 | 詩筆部 |
| 53    | 教訓部 |
| 54～58 | 枳家部 |
| 59～70 | 雑部  |

## 二・二 「本編」集録史料に関連する人物―中村黒水―

次に、叢書に何らかの関与が窺える人物についてであるが、「本編」巻八七（下末、二一八―〇〇八三（一〇四））の「土佐州郡志」巻尾添書の署名から「中村元起」なる者を取り沙汰されるも<sup>18</sup>、同人の詳細は明らかではない。本稿の調査から判明した範囲で、改めて中村について確認しよう。

中村元起（一八二〇―一八四）は黒水といい、信濃高遠藩儒者で、郷土資料の蒐集家でもあった父元恒（中倥）の次男として大出村（現長野県箕輪町）に生まれた。安政二年（一八五五）、中村は江戸の昌平黌に入り林復齋に師事、朱子学を学び塾頭にまで進み、また藩学振興のため復齋に藩校設立を願い出、万延元年（一八六〇）に藩校進徳館の設置を実現させている。明治に入り、中村は松本の旧開智学校の設立にあたった一方、内務省に出仕した。「内務省地理局文書」（東京大学史料編纂所蔵）に含まれる「地理局地誌課職員録」には、明治六年（一八七三）から同一〇年（一八七七）一月まで「中村元起」の名を確認できる<sup>19</sup>。

さて「本編」巻八七の添書は、結論から先に述べれば『土佐国群書類従』所収とは別に当館所蔵の『土佐州郡志』五（一七六―〇〇三四）巻尾のそれから写されたものである。後者より、添書の全文を引く。

土佐州郡志五本、明治七年十二月写成テ校正ス。原本脱簡アリテ全備セズ。且吾川・高岡・幡多・香（美）四郡ヲ欠ク。他日完本ヲ得テ、以テ補写スベキノミ。

中村元起（朱丸印「元起」）

右は中村自筆のうえ朱印が捺されたものと思われ、これと筆跡を異にする「本編」巻八七の添書では朱印のみが欠落している<sup>20</sup>。この点から、地誌課旧蔵の『土佐州郡志』写本からさらに筆写され「本編」巻八七が成立したものと判断できる。とはいえ、七年一二月に写しが完成したと述べる『土佐州郡志』巻五の添書のみでは中村が内務省で「本編」「拾遺」の事業にくみした確証としがたく、地誌課在籍時に郡志の写本作成に携わったことを示すに留まろう。

他方で中村は内務省を辞した後、信濃国（長野県）にまつわる地域叢書である『蓀原拾葉』の編纂を父中倥より引き継ぎ<sup>21</sup>、同続編の完成間近に六五歳で病没している。没後の大正四年（一九一五）一月、従五位を贈られた<sup>22</sup>。なお、加舎白雄に俳諧を師事した儒医の中村淡齋（元茂）は祖父、高遠に「進徳の森」を造成した明治期の農商務官僚である中村弥六は四男<sup>23</sup>、原敬首相暗殺犯の中岡良一は曾孫にあたる。

## 二・三 柳田国男

最後に叢書の成立に関して、明治四三年（一九一〇）六月二日から大正三年（一九一四）四月一三日まで内閣書記官室記録課長を務めた柳田国男の著述をみたい。『遠野物語』初版が刊行された四三年から約四年の間、

柳田は蔵書調査をはじめ旧内閣文庫庁舎新築に伴う蔵書の移転・排架や、漢籍目録の編修・刊行に従事した。

内閣文庫時代の柳田とその読書体験に関しては飯澤文夫が柳田の各著作を精査し、その全容に迫っている<sup>24</sup>。この貴重な調査に基づき、柳田の「郷土叢書の話」(昭和元年(一九二六)初出)から次の記述を紹介する。

地方によつて文献の富は、非常に著しく違ふやうである。江戸は別として大体は中央に遠ざかるほどづつ写本の残つて居る量が多くなるやうだが、尚色々の原因が加はつて、其中にも厚薄を生じて居る。例へば同じ大藩でも、薩摩と土佐とは非常な違ひで、前者に在つては所謂土風が筆の多弁をさへも是認しなかつたらしく、頗る現今の土佐人鹿児島人の社交態度の差異が由来する所遠きを感じしめる。土佐では宮地堅磐といふ近年の学者が、たしか五十年前で死んだのに十数種の著述以外に、非常に綿密な大部の見聞録を自写してゐるのを見たことがある。画なども沢山入れて一々彩色がしてあり、到底複製の見込みのない珍書であつた。是などはほんの一例で、土佐にはむかしからこの種の筆豆がうんと居たらしい。

と、鹿児島人とは対照的な土佐人の筆忠実ぶりを幕末明治の神道家宮地堅磐(一八五二—一九〇四)を例に挙げつつ指摘して<sup>25</sup>、こう続ける。

吉村春峰という明治初年の学者は土佐人で、内閣文庫のために『土佐国群書類従』一千余巻を人を督して筆写校訂して居る。土佐一国の学者の二百年來の編著は遙かに是以上あるので、現に自分の名を聴いたものでも、まだ此外に幾らもあり、殊に塙氏の方針に従ひあまり巻数

の多いものは、類従からわざと除いてある。しかもそれが土佐の近代の生活と、交渉あるものを主として居るのである。教育が早く藩士の間に普遍したこと、有数なる学者が出て指導した事も原因だが、一つには生活の余裕で、郷土の公務が簡であつて、武芸一方ではかれ等の活力を使ひ尽すことが出来なかつた故である<sup>26</sup>。

柳田は、吉村が「内閣文庫のために」人員を監督して叢書編纂にあたつたとしており、筆写や編成替えに複数の人物が関わつたとみられる点から明らかであろう(ただし前項で、中村黒水がこれに該当するかは確かめ得なかつた)。また右の記述からは、内閣文庫時代に接した「本編」「拾遺」に対して、柳田が同文庫への献呈書と判断したことが垣間見える。

また、既に「本編」翻刻版の解説などで紹介されているが、柳田は「内閣文庫の思い出」(昭和二年(一九五四)七月二二日午前、於成城、柳田邸)でも貴重書の保存と公開に関する質問に対して、次のように答えた。

：九(九番目の質問事項。漢籍目録、和書目録編修上注意すべき事項)に対する私の答えといたしましては、：一番私どもの気になりますのはあの土佐国群書類従という本がございますが、たいへんな部数ですね、これはたいへんな冊数です。これは明治になってから吉村という、多分なんか元老院がどこかの書記をしておつた人じゃないかと思ひますが、それがその集めましてね、そして例の内閣の紙で内閣のきれいな字で、役人風の字をもつて書いたものですが、大変あるんです。その続がございましてね―続というのは略して書いたり、急いで書いたりしたものです―この中には土佐人の知らないものがたくさん入っている。ですから、あれは出版することができると思ひますが、

珍しいものだけなら。土佐のものが見られるようにですね、何とか方法を講じていただきたいと思います<sup>27</sup>。

柳田が出版を強く奨める『土佐国群書類従』は、「例の内閣の紙」に役人風の「きれいな字」で書かれていたという。この発言に対する聞き手の注記には、公文書館本では「共に太政官（内閣）の野紙は用いられていない。〔柳田は〕「続」を称するものも或は抄出本を指しておられるのかも知れない」とあり、このことは『新聞歴史』を含む「拾遺」伝記部にも該当する<sup>28</sup>。

### 三 『新聞歴史』各本の書誌

本章では竹橋・明治文庫両本の目録データ、書誌、成立時期を整理したうえで各本の特徴に関して述べ、さらに両本の成立過程を辿ってみたい。

#### 三・一 公文書館本

A. 国立公文書館デジタルアーカイブ上の目録データ  
請求番号 二一八—〇〇—一三

冊次 『土佐国群書類従拾遺』の二五二から二五五冊まで

保存場所 本館

書誌事項 写本

旧蔵者 内務省

B. 書誌

①『新聞歴史』全四巻

冊数（綴じ） 四冊（糸綴じ）

法量（cm） （巻之一）二六・六×一八・七

（巻之二、四）二六・六×一八・八

②表紙

次は巻之一の例であるが、巻之二以降も「拾遺」巻数や内閣文庫ラベルの数値が異なる点を除き、同様の情報がみられる。

色 生成（文様なし）

題簽 「土佐国羣書類従拾遺「巻三十四上本」（刷り・書き併用。〔〕内は墨書）

ラベル （一）「〔番号〕和28458—（冊数）304（252）—（函号）218/13」

（二）「和書門 二八四五八号—八四函—四架—三〇六冊」

（三）「二八四五八号—三〇六冊—二八函—八架」

③内表紙・内題

公文書館本の各巻には内表紙が綴じられているが、ここに墨書された内題（墨書）について、巻之一の例を次に掲げる。

土佐国群書類従拾遺 卷第三十四上本

土佐國 吉村春峰集

傳記部 十四

新聞歴史

④下小口

墨書「土佐国羣書類従拾遺 卅四 本上」<sup>29</sup>



⑤蔵書印（本文、四冊共）

開始丁表 「日本政府図書」「図書局文庫」（朱角印）

最終丁裏 「図書局文庫」（朱角印）

C. 成立時期

①稿本の作成時期

卷之三、明治九年（一八七六）七月の部に編入された同一三年（一八八〇）一〇月一日東京府布達（同九年七月第九八号の改正布告）、また卷之四（最終巻）所載年譜の下限年月日である明治一二年（一八七九）一二月二日から、明治一三年末と判断される。

②浄写時期

本稿一・三のBで述べた「図書局文庫」印が使用された明治一五年（一八八二）六月から同一八年（一八八五）六月の期間で浄写されたものと思われる。

D. 各巻の特徴

次節四・二で示すように項目途中で巻が終わり、次巻最初の記事は承前の形をとる。

### 三・二 明治文庫本Ⅰ

A. 明治新聞雑誌文庫所蔵検索システム「明探」上の目録データ<sup>30</sup>

明探ⅠD 七六八九

資料種別 パンフレット

タイトル 大日本新聞史記

編著者 吉村春峰編

出版年備考 明治一三年末頃

サイズ 二綴 二七cm

請求番号 P二二〇：D二五

B. 書誌

①函（ボール紙製。薄茶系・横刷毛目文様の包装紙を使用）

背 墨書「大日本新聞史記 吉村春峰編纂 明治十三年末」（函の包装紙を切抜、地紙に書入）

同下 請求番号ラベル貼付

函口 折込上に左記の製造所印（カ。●は判読困難なもの）

「ZARA"ORIGINAL-ENTWURF-FRITZ-A●●●●EUHAUS-ARCHITEKT」

②『大日本新聞史記』上下

冊数（綴じ） 一函・二冊（糸綴じ）

法量（cm） （上）二六・六×一八・七

（下）二六・五×一八・九

③表紙

色 生成（文様なし）

題簽 墨書「大日本新聞史記 吉村春峰編纂 明治十三年末」

ラベル 有（未記入。活版。三段目に「號」）

表見返し 上巻のみ購入ラベル貼付（活版。以下「」内は墨書「購入 昭和

和「十」年「記入なし」月／代価金「貳拾圓」也／賣主「倉島」／「欄外」

「大日本新聞史記 二冊」

C. 購入経緯

右の表紙に挙げた上巻・表見返しの際ラベルには昭和一〇年（一九三五）、売主の「倉島」より代金二〇円で購入したとあるが、詳しい事情は明治新聞雑誌文庫主任の宮武外骨編集による、『公私月報』第五九号（同年七月刊行）で外骨自身が記している。

## 大日本新聞史記

土佐国の吉村春峰という人が、明治十三年の末頃、東京に居て編纂したものだ。美濃紙八九十枚を綴った筆写の大冊物。原本は三冊か四冊らしいが、予が入手したのは二冊である。故沼田頼輔の蔵本であつたものと古本書肆の主人が云った。…〔①〕

さて此史記の第一巻は、総説、瓦版の事が二十五枚、香具師考が五枚、バタビヤ新聞、米人彦蔵傳が九枚、明治元年の中外新聞、柳川春蔭伝以下、明治六年までの記が四十枚。

巻の二がなくて「巻之三」一冊、明治九年より同十三年末までの記録、其中で初見の珍物は、明治九年三月、富永介周といふ者が出版した『日本全国新聞雑誌見立評判』といふ一枚ズリの番附である。

「全国各社新聞類発行員数増減比較表」といふのを八枚（十六頁）に涉つて詳記してある。其外は発行禁止の命令書、裁判事件の言渡書、等々の写し<sup>31</sup>。…

先年『日本新聞歴史』と題する筆写の大二冊物を携来して、代金百円といふのを三十円に値切つて購入したが、それは明治元年より同十二年末までの新聞雑誌を詳細に列記し、社主編輯人の氏名を挙げ、創刊終刊の調査記入もあり、此史記とは別種の重宝。

古書肆は購入ラベル中の「倉島」に当たろう。その主人の話にある旧蔵者沼田頼輔（一八六七—一九三四）は『日本考古図譜』（一八九八）や『日本紋章学』（一九二六）など多数の著作を持つ、神奈川出身の考古学・紋章学者である。また沼田は大正一五年（一九二一）八月、山内家史編纂所（東京代々木、山内侯爵邸内）主任に就いており、このあたりの事情が『大日本新聞史記』の所蔵に係しよう<sup>32</sup>。

さらに巻数と項目別枚数が説明されているが、双方とも現所蔵本と一致する一方、後述のように形態的にも公文書館本とも重なる。なお、最初の段落行末に「一」で示した丸数字は引用の省略部分にあたるが、別に検討を要する箇所であるため本稿五・三で言及したい。

## D. 各巻の内容・特徴

上下巻は公文書館本の巻之一・三に相当し、何らかの理由で偶数巻が既に失われている。所々に黒・朱墨による訂正がみられる。次章四・二で確認するように、これらの該当箇所は公文書館本では修正されている。

また、下巻は開始丁の内題に「新聞歴史 巻之三」とある一方、上巻と同じく訂正がみられるが、ここには後年（明治文庫収蔵後か）の赤鉛筆によるそれも含まれている。

## 三・三 明治文庫本Ⅱ

A. 明治新聞雑誌文庫所蔵検索システム「明探」上の目録データ

明探 I D 七六九〇

資料種別 パンフレット

タイトル 「日本」新聞歴史

出版年備考 「明治八—一二年末」「内務省第二回年表」他より写

サイズ 二綴 二五 cm

請求番号 P 二二〇・N 七七

## B. 書誌

① 函（模様入り包装紙付き）

背 題簽墨書「日本」新聞歴史 筆写本（明治十二年末迄）全二冊（へ）内は組み文字）

同下 請求番号ラベル貼付

②『日本新聞歴史』上下

冊数（綴じ） 一函・二冊（紙縫・糸綴じ）

法量（cm） （上）二四・九×一七・八

（下）二五・〇×一七・六

③表紙

色（文様） 薄茶（横刷毛目）

標題 墨書（上巻）「新聞歴史 上」（下巻）「新聞歴史 下」

表見返し 上巻のみ購入ラベル貼付（活版・以下「」内は墨書）「購入 昭和「八」年「六」月／代価金「参拾円也」／売主「（未記入）」及び欄外墨書「（日本）新聞歴史稿本上下二冊」

④内表紙

上巻 墨書「從明治八年至十一年六月 新聞條例及讒謗律犯者月表」

下巻 墨書「新聞歴史」

⑤用紙について

上巻 原稿用紙（活版、一丁あたり二〇字×二〇行）。奥下の匡郭外に卵形青印で「角石」の刷入がある。

下巻 内表紙のみ無地の楮紙。本文は原稿用紙。同じく角石のもののだが、五四丁表の用紙は端下の匡郭外に青字で「丸屋」（後の丸善）の刷入あり。また、角石の野紙用箋も併用している。

C・購入経緯

三、二のCに引用した『公私月報』の後段、外骨は『日本新聞歴史』なる「別種の重宝」も紹介しているが、同書は明治文庫本Ⅰに先立つ昭和八年（一九三三）に買入後、明治新聞雑誌文庫に収蔵されている。本書二冊は形態こそ異なるものの、公文書館本・明治文庫本Ⅰと密接な関連が認め

られる。

D・各巻の内容・特徴

上下巻ともに、公文書館本・明治文庫本Ⅰとは項目の順序が異なっている。上巻は公文書館本の巻之四に収載された表で占められる一方、下巻は巻之三の所載表の他、巻之四にある年譜や人物小伝が綴じてある。また墨書による柱題のうち、下巻の人物小伝に付された見消（本文が「栗本鋤雲伝」のところ「成島〔柳北〕伝」と誤記）をはじめ、明治文庫本Ⅰと同じく黒・朱墨、及び赤鉛筆による訂正が全体にわたり施されている。

本文の筆跡については、特に下巻の表では上巻のそれとは異なつて墨書に精粗が入り混じり、複数人が書写（及び校訂）に携わったことを窺わせる。この点、B―⑤で示した内表紙は、その前の遊び紙（無地）に比べ、経年の変色と汚れが目立つ楮紙に「新聞歴史」と粗く墨書されている。また下巻の年譜や人物小伝、記事によつて付された柱題の筆も全て粗く、同筆の字句挿入もみられる。加えて、浄写のように上質の楮紙ではなく複数種の用箋が混在して綴じられた点からしても、『日本新聞歴史』上下は『新聞歴史』草稿の一部と判断される。

三、四 竹橋・明治文庫両本の成立

このように『新聞歴史』草稿とみられる明治文庫本Ⅱは、浄写作成後に図書館から分離したものであろう。同Ⅰのように前所蔵者や書肆をどう介したのか不明であるが、Ⅰに先立つて昭和八年（一九三三）六月に外骨が入手し、『（日本）新聞歴史』上下と改まり、同文庫へ収蔵された。

その明治文庫本Ⅰは、稿本から浄写されたものであろう（同本以前・以後にも、別種の浄写が作られたかも知れない）。外骨の認識通りⅠとⅡとは

形態的に全く別物であるが、このうちⅠは公文書館本とほぼ同種である。例えば『新聞歴史』巻一の法量は『大日本新聞史記』上巻のそれに等しく、また『公私月報』のいう各項目の枚数、巻の切れ目、表紙・本文の用紙も両本で重なる。

このように公文書館本との符合、また表題、内題、修訂跡からみて、明治文庫本Ⅰは「拾遺」編入前、あるいは公文書館本の完成後に内閣文庫より分離したものと考えられる。さらに沼田頼輔の架蔵（もしくは山内家史編纂所図書か）を経て、書肆の店頭販売の時点では奇数巻のみ残っていた。昭和一〇年（一九三五）、外骨によって購入されたこれら二冊は『大日本新聞史記』上下と改題され、明治新聞雑誌文庫の所蔵となった。

現在の明治文庫本Ⅰ・Ⅱがこのような経路を辿った一方、公文書館本は明治一九年（一八八六）二月以降に明治文庫本Ⅰを踏まえた校訂がなされ、「拾遺」伝記部へ編入されるに至った。以上で述べた両本の成立について図示し、別掲しておく（図1）。

#### 四 『新聞歴史』の本文

##### 四・一 本文の編纂方式

本節で『新聞歴史』全体の編纂方式を示し、ついで巻ごとの中身に立ち入る<sup>33</sup>。構成の全体は本稿末尾に掲載した表4・5に示したが、巻一のみ他巻と編纂方式が異なるため、次巻以降の表と別々になっている。

次に『新聞歴史』本文の編纂方式を確認しておく。巻一は大まかに三区分別することができ、まず①引用書目一覧が掲げられた後、②「大日本新

聞誌」に移って古代から近世に至る、新聞の起源が叙述される。ただし、近世中期からは③綱文と史料による年譜と、適宜付された多くの関係記事で構成されている。また、関係記事の中には細目が付されたものもある。巻之二から四までは、③の方式で統一されている。

##### 四・二 各巻の構成

以下で『新聞歴史』全四巻の構成と内容を追っていくが、特に巻一は『新聞歴史』の骨格を成すものと考えられ、随時その論点に関しても検討したい。また丸数字①から④の項目は、巻一の便宜的な区分である。

##### 四・二・一 巻一（「拾遺」巻第三十四（上本）・伝記部十四）

###### ①古代から中世まで

巻一は、冒頭に「引用書目」として古代の『日本書紀』や『太平記』などの史書、また明治一〇年代までの番付や各省の報告書に至る諸文献が一覧となっている（表3）<sup>34</sup>。このうち、前近代の史書に関しては編者吉村の国学的素養を裏付けよう。ただしこの一覧が参照文献の全てではなく、本文中のみに記された出典が多数みられる。

また公文書館本のみ、引用書目の次に近世の読売と思われる扉絵が一葉付されている（図2）。背景は描かれず、編笠を被って黒色のぼろをまとい、草鞋履きで左腕に持った摺り物の束を売り歩く、無精髭を生やした男の姿である。白抜きで刀を帯も描き込まれている。そのあとを白黒の斑犬が追尾する。本図は現時点での出典が明らかではないが、この問題は本巻年譜で幕末へ入る前に取り上げる。

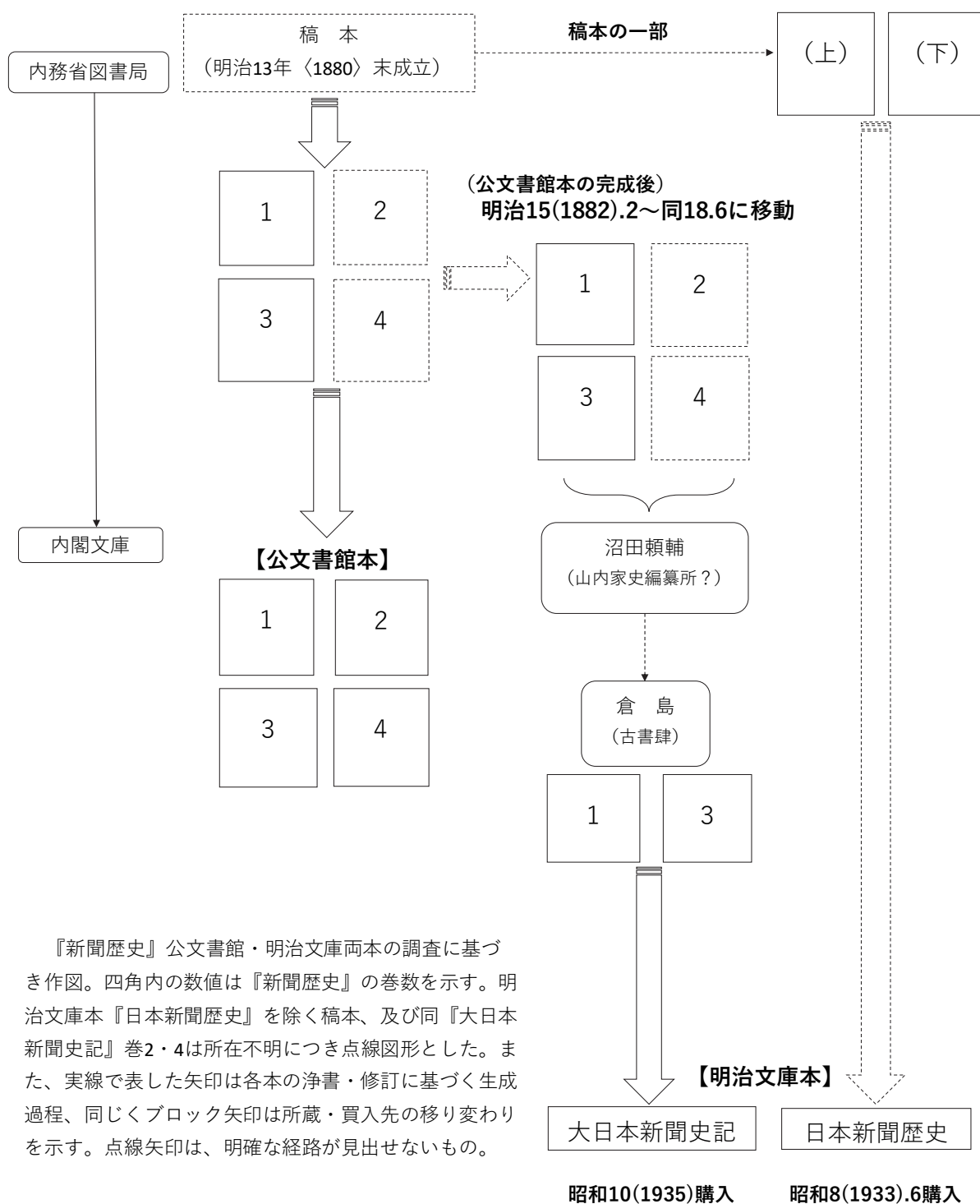


図1 「新聞歴史」各本の生成

表3 「引用書目」（「新聞歴史」巻1冒頭の文献一覧）

| 書目                     | 著者・編者      | 出版者                | 成立年・刊行年              |
|------------------------|------------|--------------------|----------------------|
| 耶蘇宗門来朝根元記              | 不詳         | —                  | 不詳                   |
| 日本書記〔ママ〕               | 舎人親王       |                    | 養老4(720)             |
| 宇治拾遺物語                 | 不詳         |                    | 鎌倉時代前期               |
| 公卿補任                   | 未詳         |                    | 未詳                   |
| 建武記〔『建武年間記』〕           | 松田氏又は太田時連  |                    | 南北朝時代初期              |
| 太平記                    | 不詳         |                    | 応安(1368～1371)        |
| 園太暦                    | 洞院公賢       |                    | 応長元(1311)～延文5(1360)  |
| 大坂卯年図                  | 不詳         |                    | 元和元(1615)頃           |
| 本朝続々史記〔『本邦続々史記』〕       | 不詳         |                    | 江戸後期                 |
| 藩簡(ママ)譜〔『藩翰譜』〕         | 新井白石       |                    | 元禄15(1702)           |
| 名将言行録                  | 岡谷繁実       | 玉山堂                | 明治2(1869)            |
| 福島正則遠流記〔『遺老物語』所収〕      | 朝倉景衡       | —                  | 享保18(1733)           |
| 西国事物起源                 | 西村茂樹       | 明治12(1879)         |                      |
| 江戸町触〔『憲教類典』所収〕         | 近藤正斎       | —                  | 寛政元(1798)～10(1808)   |
| 彦蔵漂流記〔『漂流記』〕           | 浜田彦蔵       | —                  | 文久3(1863)            |
| 文部省第一年報〔明治6(1873)年分〕   | 文部省        | 明治8(1875)          |                      |
| 新刻書目一覧                 | 大学生生等      | 大学                 | 明治3(1870)            |
| 文部省雑誌                  | 文部省        | 明治6(1873)～9(1876)  |                      |
| 内務省第一二年報〔第1・2回年報〕      | 内務省        | 明治9(1876)～10(1877) |                      |
| 名譽(ママ)新誌〔『名譽新誌』〕       | 佐田伯茅       | 大来社                | 明治9(1876)            |
| 近世名家伝                  | 渡辺修二郎      | 青山堂                | 明治11(1878)           |
| 洋学年報〔『日本洋学年表』カ〕        | 大槻修二       | 明治10(1877)         |                      |
| 勸業博覧会賞牌褒状授与人名録〔明治10年分〕 | 内国勸業博覧会事務局 | 明治12(1879)         |                      |
| 日本全国新聞雑誌見立評判           | 富永介周       | 明治9(1876)          |                      |
| 出版例纂                   | 高橋和多留      | 内務省図書局             | 明治10(1877)           |
| 明治十年内国勸業博覧会出品解説        | 山本五郎       | 内国勸業博覧会事務局         | 明治12(1879)           |
| 人倫訓蒙図彙                 | 蒔絵師源三郎他    | 平楽寺他               | 元禄3(1690)            |
| 墨海山筆                   | 旭岱子        | —                  | 天保～嘉永(写)             |
| 英国新聞紙開明鑑記              | 安川繁成       | 詩香堂                | 明治8(1875)            |
| 官員録〔官版カ〕               | 太政官        | 須原屋茂兵衛他            | 明治元(1868)～12(1879)分カ |
| 大審院刑事判決録               | 大審院        | 司法省                | 明治11(1878)           |

上表は、「新聞歴史」巻1冒頭の「引用書目」（参考文献の書上）へ、著編者・出版者・刊行(成立)年を追加して一覧としたもの。出典が推定可能な刊行物の場合は出版者を記入したが、これに該当しない文献の場合はハイフン(—)を記入。また、本「引用書目」に含まれない典拠(新聞記事を含む)は適宜、本文中にて言及した。なお、〔 〕内は作成者による注記を表す。



図2 読売の図

ズ。是レ今此ノ史記ヲ作為スル所以ナリ。

本巻ではこの「大日本新聞誌」や後述する「香具師考」、あるいは人物小伝など編者自身の著述とみられる記事が散見される<sup>35</sup>。右では、新聞紙の起源は奇事異聞を刷って販売する読売のようなメディアに求められるが、しかし政治・開化の度合いも異なる今日、新聞の沿革が欠かせない。それゆえ、この史記を編んだという。

この読売はいつの時代に起こったか詳らかではないが、

書籍ニ見エタルハ、永禄十一（戊辰）年ノ事、外国ヨリ宇留加武破天連ト云耶蘇教師ノ渡来セシ時、世人其容貌ヲ怪ミ、肖像ヲ図シテ売弘メシコト、耶蘇宗門来朝根元記（著作ノ年号ヲ詳ニセズ、奥書ニ寛永十五トアレドモ、謄写ノ時ノモノカ、詳カナラズ）ニ見エタリ。即本書ニ、…簡様ノ異人ハ神武以来、見タルコトナキ人相ナレバトテ、其見物ノ人々モ引モ分ラズ、後ニハ絵ニカキ是ヲ図トシ、或ハ板行ニ起シ、遠国マデモ売弘メケル」ト見エタリ。

右では、『耶蘇宗門来朝根元記』を引きつつ永禄十一年（一五六八）に宣教師オルガンティーンが来日した際に人々がその肖像を描き、売り広めたことに読売の起源を求めている（引用史料の傍点は編者による）。

ここで、読売のようなメディアが興る背景を考察した編者注記が入っている。そのあらましを記すと、「開闢かいびやくの古より人間の頭脳中には好事の一点を含蓄するをもつて、奇事あれば必ず聞こうとし、異聞あれば必ず伝えようとする。これ自然の人情である。しかし、文化が開けざるときは口々に相伝えるのみである。あるいは、物に感じて歌を詠む者が一人あれば、

以上に対して、『大日本新聞史記』（明治文庫本Ⅰ）の上巻は開始丁の内題に「拾遺」表記がなく引用書目から始まり、挿図も入らない。また本文の表題は「大日本新聞史記 土佐国 吉村春峰編纂」とある。公文書館本では先の読売の口絵から丁を改め、日本の新聞の起源を説く「大日本新聞誌」が始まるが、その書き出しを次に示す。

#### 大日本新聞誌

我が大日本帝国、新聞紙発行ノ事ハ、近年外交開ケシ以後ノ如クナレドモ、昔時ヨリ変異奇聞有ル毎ニハ、即時ニ其紀事或ハ図書等ヲ印刷シテ販売ヲナシ、又ハ読売ト称シテ、道路ニ読鬻グコトモ有リ。此等即新聞紙ノ起源ニシテ、全ク近世ノコトニハ非ザリケリ。然レドモ古今施政ヲ異ニシ、開化度ヲ同クセザルニヨリ、世々其沿革ナキ事能ハ

たちまち衆人が歌に感じてこれを伝え、または殊更に歌を作り諷刺する者もいる。これいわゆる童謡の類である」という。

さらに文字が起こつて以来、異聞を四方に求め、書き記すことも始まつた。『日本書紀』には履中天皇紀四年秋八月、諸国（くにぐに）に国史（ふみひと）を置き、言事（ことわざ）を記して、国内の情勢を報告せしめたとある<sup>36</sup>。こうしたことが始まれば、これを大いに好む人が出現し、あるいは落書、張紙、風説書などが出現し、ついにはこれ売りのものも登場するというのが理である。

また、『宇治拾遺物語』（承久三年（一二二一）頃）の序によれば毎夏、宇治大納言（源隆国）が平等院の南にあつた子院の南泉坊に籠居し、卑賤を問わず昔物語をさせ、大きな双紙に記したという。これは「昔物語トアレドモ、実ハ当時ノ奇談ヲ筆記スルモノ」であるが、世ノ人此ヲ興シ見ルトアルヲ以テ考フレバ、今世ノ新聞紙ニ髣髴タルモノニシテ、只之ヲ売ラズト云ノミ」である。さらに建武元年（一二三四）八月の「二条河原落書」（『建武記』所載）などは、実に当時の景況を目撃したかの如くである。

## ②徳川期の読売

ところで編者は、図画販売の初めを一六世紀後期とするのは次の理由からだとしている。正平六年（一三五二）正月一日、賀茂河原で秋山光政と阿保忠実が一騎打ちした。『太平記』には「斯克テ両方打ノキテ諸人ノ目ヲゾ醒シケル。サレバ其頃、靈仏靈神ノ御手向、扇団扇ノバサラ絵ニモ、阿保・秋山ガ河原軍ト書セヌ人ハナシ」とある<sup>37</sup>。当時はその図画が売られたであろうが、販売の証拠がない。よつてこの新聞誌では、オルガン・ティーノの図画が売り広められた永禄一一年を初めとするという。

こう述べるゝと注記が一度中断し、「又読売ノ事モ其始メ慥ニハ知リカタ

シ」と述べつつ、注記の再開とともに次のような記述がみられる。

読売新聞第一四四号ニ、日本ニ新聞ト云モノハ近来出来タヤウニ思召マシヤウガ、ヨク考ヘテ御覧ナサイ、此国デ昔ヨリ読売トイフモノガ（香具師仲間デハ、新報ヲ歩行ナガラ呼ユヘ、呼売ト云、棒砂糖ノヤウナ笠ヲ冠ツテ、大津絵ヤ、一ツトセヲ読デウルヲ、読売ト唱ヘマスハ仲間ノ外デハ誰モ知リマセン）春峯云、香具師ト称スル名目ハ、明治五年七月八日第百九十六号布告ヲ以テ廃止セラレタリ。…此頃ハ名ノミニシテ、読売或ハ売葉等ノ如キ都テ浮薄ノ業ヲナシツ、…新開ヲ弘メルタメ歩行タハ、西洋人ノ来ナイ前カラデ有マシヤウ。

右では、香具師仲間で新報を称呼しながら歩く呼売とはいっても、棒砂糖に似た笠（八つ折り編笠<sup>38</sup>）を被つて大津絵や一つとせ（数え歌）を売り歩く読売と仲間の他はいわないという、『読売新聞』一四四号（明治八年（一八七五）七月八日付）の記事を区切り、吉村の付言が挟まっている。それによると香具師の名称は明治五年（一八七二）七月の太政官布告で廃止された一方、近頃では香具を商わず、読売や葉売を業とするという。香具師についてはあとの関係記事で独立に扱われるため、右の引用部と合わせ本項③で再び述べよう。

さて、右の『読売』記事は続けてこう述べている。

シテ見ルト、此読売ハ日本新聞ノ濫觴デゴザリマス：以前ノ読売ハ猫ガ化タノ、幽霊ガ出タノト無根説ヲイヒフラシテ、人ヲ迷ハセルユヘ、夫デハ世ノ為ニ悪ヒカラ、以来ハ正説ヲ書テ出ソウト申テ、読売ノ二字ヲ其マ、名ニイタシマシタ」ト言ヘリ。



事実無根で疑わしい以前の読売と、事実を載せるという自紙との違いを強調するが、しかし編者はこの記事が読売の「紀元ヲ説カズ」として、

又昔ノ読売ナレバトテ、悉ク無根説ナルニモ非ズ。中ニモ時変知ラセノ如キハ最モ正実ニシテ、悉ク信拠スルニ足リシ物ナリ。

と、読売は正確に変事を知らせていた点で、信頼の置けるメディアであったと評している。

このように新聞紙の起源としての読売について説かれた後、年譜が主たる記述となる。それは元和五年（一六一九）五月に大坂夏の陣に際しての一枚摺「大坂卯年之図」の版行から始まるも、本図について編者は「コレ当時ノ読売物ナリト言ヘリ。…然レドモ尋常販売セシモノニヤ、読売セシモノニヤ記載ナケレバ、慥ニハ知り難シ」とする。

したがって、書物にある読売の初例は、

福島正則ノ旧臣、吉村宣充ガ関ヶ原陣ノ記事ヲ読売セシ事杯ヤ初メナラム。此事本朝続々史記（初編卷廿七）…ニ「又右衛門編笠ヲ冠リ、関ヶ原ノ古戦ヲ少シ書、読ミ語リニシテ紙代ノ鳥目ヲトリ、今日ノ助ケトシ、少シモ耻ト思ハズ。」ト見ヘタリ。

また、関係記事として付された「吉村宣充小伝」で編者は「本伝続々史記ニ載ル処ヲ旨トシ、福島正則配流記、福島分限帖、藩翰譜、及岡谷〔繁実〕氏ノ名将言行録第三四、木山〔鶴吉〕氏ノ吉村又右衛門小伝、其余諸書ニ散見スレモノヲ通考シテ編ヲ成」したとして種々の文献を挙げつつ、

吉村に関する考証を行っている。

次に、同じく関係記事として西洋新聞紙の起源が参照される。一六三〇から四〇年代にかけイギリス、フランスでは「一小紙片ニ無稽ノ俗談ヲ載タルモノ」であったが、今日の改良に赴いたという。その上で注記を行い、この『新聞歴史』は「西洋ノ事ヲ詳ニセンガ為ニ作為スルモノニ非ズ。委シキ事ハ其人ニ就テ尋ヌベシ。今ハ翻譯書等モ多ク出タレバ、何事モ我国ノ事ヨリハ外国ノ事ノ知り安キ様ニ成タルナリ。」という。

この関係記事には二つの細目が付いている。一つは西村茂樹編纂の『西国事物起源』（明治一二年（一八七九）一月刻本）から一六三一年に新聞が印刷されヨーロッパ諸国で出回ったとの記述、もう一つは明治八年（一八七五）一月五日付『東京日日新聞』（第八九八号）から「新聞」の字義（言葉・訳字の由来）に関する記事の抄出である。これらの細目を経て再び関係記事があり、『人倫訓蒙図彙』（元禄三年（一六九〇）刊）中の、編み笠を目深に被った二人連れ絵草紙売の絵が入っている。

続いて年譜本文に戻り、近世の出版法令や事件が立項される。まず享保六年（一七二一）七月、一枚絵図刊行、発売を禁ずる町触に関して編者は「今、其定目ヲ左ニ掲グ。当時ノ施政ヲ察スベシ」として「一、書物、草紙、是又新規ニ仕立候儀ハ無用。但不叶事候ハバ、奉行所ヘ相伺候上、可申付候。尤・当・分・ノ・儀、早・速・一・枚・絵・図・等・ニ・令・板・行、商・売・可・為・無・用・候」と条文を掲出している。

また翌七年（一七二二）一月に諸物の新製、及び当時の雑説等を板行し、猥りに読売することを禁ずる町触を引く他、同一一月新版書物に関する町触について「コハ読売等ノ如キモノニハ及バザルガ如シト雖、自ラ関係ナキ事能ハズ」として掲載し、さらに翌一二月の触についても「当前世ニ有之無筋噂事并男女申合、相果候類ヲ心中ト申触、板行イタシ読売候儀、前々

ヨリ御停止ノ処、此節猥ニ売アルキ候段相聞、不届候」と引用している。

また明治四年（一七六七）の項では一二月に「染模様妹背の門松」の浄瑠璃、また翌五年（一七六八）の項では七月、「きのふのお初けふの徳兵衛」読売三つ巴の作」が出たとある。紀海音の「お染久松袂の白しぼり」改作物の菅専助作「染模様妹背門松」は大坂での心中事件に材をとった「お染久松物」で、今日でも演目に並ぶ<sup>39</sup>。しかし、もう一方の「よみ売三つ巴」は近松半二の作で、同年五月に上演された近松門左衛門の『曾根崎心中』の構想を逆さにし、男女の愛情ゆえの誤解を描くも不評で、その後ほとんど上演されずに終わったらしい<sup>40</sup>。編者があえて本作を入れたのは、演題に「よみ売」と入るためであろう。

### ③瓦版と香具師

次に、関係記事として瓦版の歴史が取り上げられている。「瓦版」なる名称や売り手がどのような層かが問題であるが、編者はまず『日本製品図説』（高銳一編、内務省、明治一〇年（一八七七）六月刊）錦画面部から、「寛政に至りて「かはらはん」の一種起りたり。これハ風説、世説、或ハ火桶の方向などを一紙にツメ載せたるを市街を呼売する者の業にして、この輩ハ固より游手無産の徒なれば、且夕の生計を営んが為め二一片の浮爛羅勒（ホオノキ）を版とし、小き鑿をもて字画を鑿り起し、墨摺なしたるにて、其粗拙笑ふべし。世人これを指して「かはらはん」と唱へて前時ハ多くありし者なり」との記述を引く。

この一節について、編者は注記で「文中、遊手無産ノ徒ト言ハ、明治六年ニ廃止セラレタル香具師ノコトナルベシ。此コトハ別ニ香具師考ヲ著ハシ、「カハラハン」ノ名義ヲモ併セ録シテ下ニ附ス」と述べ、さらに自身の筆による「香具師考」を盛り込んでいる。これは瓦版をめぐる関係記事の細

目に位置するもので、その冒頭には次のようにある。

#### 香具師考

昔時、香具師、一名矢師ト称スル者アリ。素ヨリ無産寒銭ノ徒ニシテ、其活業トスル処ハ、路頭ヲ居合ヲ試シ（長剣ヲ抜クノ技ヲ云フ）、齒磨香具ノ類ヲ鬻ギ、又ハ世説、風聞、変異等ノ記事、即チ当時ノ新聞紙ニ類スルモノヲ読売スルガ如キ、其業都テ平民ト隔絶シ、常居定カナラザレバ、世人目シテ河原者ト称ス（蓋シ、起居磧ニ於テスルノ義ナリ）。

香具師は当時の新聞紙に類する風聞や変事を読売したように、その業は全て平民と隔絶し、住所不定であつたので、これを見た世人は河原者と称した。けだし、起居を河原でする意味だろうという。そこで編者は、このように香具師が拙速に版行した読売物を河原版と呼び、「河原者等ガ製スル版ノ義ナルヘシ」と注記する。

また編者は、次のようにもいう。瓦版を作り、売り歩いた層はすべて「是等ノ社会ハ乞丐人ノ部類ニシテ、其初メ放蕩無頼ノ輩ノ集合セシ者ノ如ク」、世人はこれを賤しんだ。が、よく考えれば必ずしもそうではない、戦国の昔、亡将の諸臣で、義気ある者は二君に仕えるのを快しとしなかったし、あるいは「時ノ至ル」（敵討か）のを待ったために身を穢し、これらの境界に隠れる者が多かった。

この例として編者は『名節録』にある車善七の小伝を引いたのち<sup>41</sup>、そのような乞丐人の輩について、

不平心、又ハ世上ノ事跡ヲ直筆シテ鬻ギシガ、自ラ見ルベキ事モアリ

シナルベシへ上ニ載ル吉村宣充ガ関ガ原ノ記事読売ノコトヲモ思ヒ合  
スベシ。是等必ラズ香具師ノ濫觴ニシテ、一名矢師ト称スルモ、或ハ  
野士ノ義ナラム（矢師、野士、相通ズ）。：

「矢師」「野士」の語は「香具師」に通ずるとしつつ、その起源は自らの  
不平心や巷間の事件を読売した者にあるという。そう述べたあと、明治五  
年（一八七二）七月の太政官布告で香具師の名称こそ廃されたが（この点  
は先の八年（一八七五）七月八日付『読売新聞』の記事での付言にもある）、  
しかしその業がことごとく廃されたわけではなかったとする。

また、読売のようなものは「各種ノ新聞紙盛シニナリシヨリ、漸々ニ衰  
へテ、七年ノ冬読売新聞発兌ノ頃ニハ先ヅ其跡ヲ絶タルガ如ク」なるも、  
決して無いとはいえない。というのも、「其読売新聞ヲ一時読鬻ギシ有  
様、聊カモ初々シカラズ。彼香具師ガ読タリシ趣ニ一層ノ勢力ヲ加ヘタル」  
もののようで、香具師が「河原版ヲ廃シテ此新聞紙ノ売子ト変ゼシニヤ。  
又ハ従前ノ読売ヲ見習ヒテ自ラ然ルカ」は、詳しく知ることはできなかった  
という。

その後も「各社ノ新聞読売ノコト盛ニ行ハレ」ながらも、『東京日日新聞』  
『郵便報知新聞』『朝野新聞』といった「高等ノモノニハ、是等ノ事スベテ  
ナシ」、中には「醜聞アル家ノ近隣ニ至レバ、殊更ニ声ヲ放テ其事ヲ読歩行  
等ノ如キモノアリシハ、彼ノ香具師ノ余風ノ未ダ除カレザルモノト謂フベ  
シ」と述べている<sup>42</sup>。

ところで、先述のように巻之一冒頭、読売を描いた扉絵についてはその  
出典に突き当たらない。読売の格好は、先に触れた元禄期の『人倫訓蒙図  
彙』、あるいは『六樹園今様職人画歌』（文政八年（一八二五）刊）<sup>43</sup>、ま  
た唄の読売風俗を表した『絵本和泉川』（延享二年（一八四五）刊）の図の

ように、編み笠を目深に被り、面を隠した二人連れ（唄の場合は三味線弾  
きを従える）が知られる<sup>44</sup>。また本巻年譜にある挿絵のうち、文化元年（一  
八〇四）二月に「元明」の私年号を四文で売り歩いた廉で召し捕られた文  
蔵の姿（『街談文々集要』）のように、顔出しでの単独歩行もみられる。

ここでは扉絵の成り立ちを考えるべく、香具師のあり方に注目しよう。  
『徳川禁令考』によると文久二年（一八六二）三月、組々世話名主へ、香  
具師の人別帳を作つて記入する世話人を選ぶよう触れが出ており、香具師  
の仲間に「往来触売、但当時読売と唱候もの」が含まれている。また諸国  
から入り込む香具師に対して、諸国の天災や豊凶の他に諸国風聞、雑説等  
善悪に関わらず問いただすよう命じられている<sup>45</sup>。

これらは香具師の、社会のいわば「報道源」<sup>46</sup>としての面を伝える触で  
あるが、ただし本巻年譜あるいは「香具師考」においてこれらの触は取り  
上げられていない。しかし「香具師考」は右の触に通ずる性質を香具師に  
見出しつつ、さらに乞丐人に身をやつした彼らが読売するようになったと  
みる。また既に引いたように、年譜のうち元和元年五月の記事には「又右  
衛門編笠ヲ冠リ、関ガ原ノ古戦ヲ少シ書、読ミ語リニシテ紙代ノ鳥目ヲト  
リ、今日ノ助ケトシ、少シモ耻ト思ハズ」とも注記され、さらに「香具師  
考」には「吉村宣充ガ関ガ原ノ記事読売ノコトヲモ思ヒ合ス」とあった。

以上の記述を踏まえ先の扉絵に戻ると、これまで知られてきた読売の図  
とは違い、着物の破れや表情、斑犬ともども明確に描かれ、動きが付けら  
れている<sup>47</sup>。おそらく吉村宣充のように、もとは武士だった者が香具師と  
なつて読売する姿を想像して描かれたもので、白抜き長剣は居合用であ  
ろう。本図は出典・作者こそ詳らかではないものの、香具師の特徴を備え  
つつ『新聞歴史』の口絵として書き下ろされた考証図とみておく。

## ④徳川末期から明治草創期へ

次に、幕末から明治初年にかけて発行された各種の新聞についても、編者と思われる注記がある。まず文久二年（一八六二）一月の蕃書調所による、バタヒヤの新聞を抄訳した『バタヒヤ新聞』の発行については「コレ日本ニ於テ新聞ト題セルモノヲ刊行スルノ初メナリ。（此時、蕃書調所ハ江戸飯田町九段阪竹本氏ノ故邸ヲ仮構トナシタリシ時ノコトナリ）」と付け加えている。

また元治二年（慶応元年、一八六五）の記事には、三月に浜田彦蔵が『海外新聞』を発行したことについて編者は「コレ外国人新聞紙ヨリ訳出シタルモノナレドモ、官版ナラズシテ、新聞ト題号セル刊行ノモノ、世ニ出ルノ初メナリ」とし、一文字下げて「コノ新聞、表紙ニハ<sup>(註)</sup>内ニ「海外新聞」ト題シ、且ツ横浜ノ景色ヲ画キ、中半紙ノ綴本ニシテ、細字数行、本版ノモノナリ。番号ハナケレドモ、数回ニ発兌セシモノト見ユルガ、合セテ五十葉計リノモノ、アルヲ見タリ」と、同紙の現物を元に注記している。この書誌の紹介に伴って彦蔵の「漂流記」（文久三年（一八六三）序）によった、編者筆とみられる「米人彦蔵小伝」が載っている。

明治元年（慶応四年、一八六八）の項は二月二十四日に柳河春蔭（春三）が江戸で『中外新聞』を発兌した記事がみえるが、同紙に関して「内国人ノ私撰ニ係リ新聞ト名称」して内外の記事を印刷し、「世ニ公行スルノ初メナリ」としている。また関係記事として「柳河春蔭小伝」が入り<sup>48</sup>、春三の没後に長子梅次郎は家を嗣ぎ、弟源兵衛（梅次郎の叔父）は既に別家したこと、また両家は並立し、今の東京日本橋で著名の書肆となったとの後日談を添えている。こうした『新聞歴史』作成時の明治一二年頃の情報を書き込む点は、後の『明六雑誌』の記事にも該当する。

近世と同様、新聞・出版法令も記事になっている。まず、元年閏四月の

新著並翻刻書類は官許の上刊行することとの布告が引かれ、この「新著」の二字に新聞紙も含まれることは、六月二十九日（九日カ）の布告で察せられる、との編者注がある<sup>49</sup>。また同年五月の『江湖新聞』の記事論説により、その記者福地源一郎を軍務官の糾問所に拘留し、しばらくの後釈放し、また同紙発行を禁止して刻版を没収するとの記事には、『東京日日新聞』一四一〇号（明治九年（一八七六）八月一七日付）の節略が引用されている。この筆禍の關係記事として「福地源一郎小伝」がみえるが、「此小伝ハ、長崎ノ人長川新吾氏ノ直話ト、近世名家伝ト云フモノト、諸新聞紙ニ載ル所ヲ参考シテ録」したという。

長川新吾（一八三九—一九一一）は東明といい、その幼時に漢籍を学んだ父東州は福地の漢学の師でもあった<sup>50</sup>。長川は明治五年（一八七二）以降、大蔵省、文部省編書課を経て、吉村と同じく内務省図書局へ転じた。明治十一年（一八七八）から一四年（一八八一）にかけての内務省職員録のうち、図書局の項に長川の名がみえる<sup>51</sup>。長川は三等・五等属を経て、同一五年には二等属に昇級し、他方で『百科全書』家事儉約訓（ヨ〇八一—〇〇九）など翻訳書の校訂を行った<sup>52</sup>。吉村は二年（一八七九）から一四年の内務省職員録にその名があり、一四年に没するまで長川と同僚であったことが確認できる。ここから、『新聞歴史』の編纂過程で長川からの聞き取りがなされたとみてよからう。

なお、明治元年最後の記事は六月九日の新聞官許の布告、同二〇日の開版書籍は草稿を開成学校へ差し出す旨の布告で終わる。このように書籍出版に関する法令も採録されており、翌明治二年（一八六九）の記事は一月に出された図書開版の際、府藩県へ申し出る旨布告で始まる。また、翌二月八日に出された新聞紙は開成学校で取り締まる旨の布告とともに、同月の新聞紙印行条例がその条文とともに掲載されている。この条例について

は「中外新聞第一号ニ下旬トアリ。此条、スベテ該新聞ヨリ抄出セリ。コレハ都テ学校ニテ定メラレタルモノナル故ニヤ。憲法類編等ノ書ニハ載セラレザルナリ」とある<sup>53</sup>。なお、明治文庫本Ⅰには余白に「明治新聞第一号ニモ載ス。少々異同アリ」と朱書されている<sup>54</sup>。

同じく明治文庫本Ⅰへの書入の例を明治四年（一八七二）十一月、駅通寮によつて郵便規則で定められた「日誌并新聞紙之賃銭并差出し方」の記事より挙げる。次の引用では、当記事の余白に朱書された挿入句を隅付き括弧で示した。

：別紙郵便規則ヲ以テ、東京ヨリ長崎表迄九十五時限之郵便御開相成【云々。且従前東海道筋大坂迄之郵便方法ハ御改正相成候条、得其意右道中筋ヘノ信書等各地郵便役所并取扱所エ差出可申事】其規則中新聞紙へ係ル件々、大凡左ノ如シ。

公文書館本の同項目を見ると、右の「云々：可申事」が追加されている。両本の生成順を端的に示す例である。

他方で、事項の排列のズレを翌明治五年の記事から確認しよう。同年三月二二日の兵書出版免許は陸海軍両省所轄とする布告の次に、二月にイギリス人ジョン・レディ・ブラックが日本文新聞毎日出版を免許された旨がある。しかし、ここでは年月の記載、及び通達の引用のみとなっており、網文がない。稿本段階での編入記事と思われるが、他記事との排列の修正を経ずに浄写されている。

このことは五年一月七日の記事にも該当し、左院よりブラックの新聞社へ建白書印行御用を申し付けた通達の引用のみとなっており、網文もない。双方ともブラックに関する編入記事については、編綴による排列が一

部修正されずに残ったものと思われる<sup>55</sup>。

本巻の最後は明治六年（一八七三）の項であるが、同年は新聞紙罰金取調に関する司法省・文部省の伺いや、書籍出版に関する打合せに関する文部省から諸省への廻達、新聞紙原稿通送規則で構成されている。しかし、前節三・一Dで記した製本上の理由から、『東京日日新聞』を発行していた日報社総代に贖罪金が科された記事の途中で巻之一が終わる。

#### 四・二・二 卷之二（「拾遺」卷第三十四（上末）・伝記部十四）

右のような事情のため明治六年の記事が巻を跨ぎ、巻之二の冒頭には同年一〇月の新聞紙条目が掲げられている。その関係記事として『文部省第一年報 明治六年』准刻事務の部より明治二年から六年までの新聞紙出版の所轄及び関係法令について、同元年から六年までの府県新聞数表（これは出典が明らかではない）が墨書によつて転記されている。

明治七年（一八七四）の項は、一月の新聞紙配布を以後内務省が行う通達より始まる。同月に五等議官安川繁成が『英国新聞紙開明鑑記』上下を著して三月に刊行したとあるが、これについて編者は注で、六年九月に『新聞雑誌』（後の『東京曙新聞』）附録として刊行された『英国新聞大意』二冊と異名同書ながら、安川君の位階経歴から決して剽窃して利を貪るような人物ではないと信ずる、と擁護している。

これに続いて、同じく一月に出された佐賀の乱に際し軍事に関する報道の禁止、三月の明六社による『明六雑誌』発刊、内務省による新聞紙質上の件、また一〇月の『東京日日新聞』への太政官記事印行御用申し付け等が採り上げられている。このうち『明六雑誌』に関しては七年一二月、同誌二〇号に明六社員津田真道が「新聞紙論」を掲載したとの記事がある<sup>56</sup>。

さらに、新聞に文明開化に資することを期待する津田の新聞論の全文が掲載されている。

また明六社をめぐっては、翌八年（一八七五）五月の項に同社の制規改訂、社員経歴が引かれているが、これらは『新聞歴史』編纂当時の情報に基づき更新されている点が特色である。この項に付された編者のものとみられる次の但し書から、『新聞歴史』の編纂時点を窺うことができる（丸括弧は原文ママ）。

氏名并住所ハ改定ノ制規ニ拠ルト雖モ、其本県及ビ小伝官位并現今（明治十二年九月）ノ居所ヲ附スルガ如キハ、悉ク他ニ索ム、其官位ニモ前時ナルト現今ナルトアリ。見ン人之ヲ察セヨ。

八年の項ではまた、六月に米国との郵便交換条約が改定されたことや、准刻事務が文部省から内務省へ変更されたことと（十一月、新聞雑誌等を同月に設置された内務省図書寮への納本に関する通達を含む）同時に讒謗律・新聞紙条例の制定がみえ、新聞紙条例に関してはその伺いや条例附則について挙げられている。なお七月に内務省で出火し、検査用に収集された新聞が焼失したとの記事もある。

また特筆すべきは、讒謗律の事案に関する諸資料が詳しく集録された点である。同じ項では成島柳北の禁獄が採られて以降、巻之三・四を通じて讒謗律に触れた新聞人に関する記事が頻出する。

明治九年（一八七六）の項でも、同年一月に『朝野新聞』に掲載された新聞社を誹罵の巢窟と看做さぬよう願う旨の報告とともに、同二五日に日新堂編集長代理長谷川義孝上告に対する大審院判決が含まれる。

同じく九年の項では、イギリス公使パークスによって二月に日本在留英

国人による日本語新聞の発行を禁止する旨を示すとともに、その関係記事として「外国人日本文新聞紙発行略記」（編者筆）が盛り込まれている。『新聞歴史』は先述したブラックのような、外国人による日本国内での新聞発行、またそのあらましも編纂対象としたようである。

#### 四・二・三 巻之三（「拾遺」巻第三十四（下本）・伝記部十四）

本巻は明治九年二月の続きより開始し、同一三日付『評論新聞』の千葉県役所関連連誤報に関してまず立項されている。また、翌三月二十九日の富永介周による『日本全国新聞雑誌見立評判』の発行がみえる。この記事では一枚物の見立が筆写されているが、これについて編者は「尋常番付ト称スルモノ、類ヒニシテ、素ヨリ信拠スベキモノニハ非ザルガ如シト雖モ、…当時各社新聞紙ノ盛否及人氣ノ向背ヲ想像スルニ足ル」のでここに載せたという<sup>57</sup>。

四月以降は内務省図書寮廃止と図書局の設置、六月の東京浅草金龍山で催された新聞大施餓鬼、同時期の『評論新聞』への投書掲載に関する大審院判決がある。また関係記事として、『内務省年報』第一回（明治八年（一八七五）七月～同九年（一八七六）六月）にある新聞発行に関する表が転載されている。同年報中のものと同一表であり誤写の可能性も否定しえないが、ただ『新聞歴史』全体でゆうに半分を占める各種の表は、本書の大特徴である。

明治九年七月は国安妨害に涉る新聞・新報を内務省にて発行禁止または停止とする布告や、『評論新聞』『湖海新報』『草莽雜誌』の発行禁止、八月の『采風新聞』に関する大審院判決がみえる。九月以降も大審院判決が続く他、新聞紙条例の細かな改正や新聞紙発行・休業期限に関する内務省布

達に触れ、明治九年の記事は終わる。

なお注意すべきは、先の『采風新聞』の記事について、明治十三年（一八八〇）年一〇月の区長村内揭示と新聞紙掲載とをもって公布式と定めた東京府布達が挿入されていることである。これは『新聞歴史』の下限年代を示すものであるとともに、同書の完成年を吉村死去の前年である一三年と推定する根拠となる。

明治一〇年（一八七七）の項は二月、西南戦争に関する無根説等の新聞掲載を禁じた布告が最初にある。また条例に対する伺い等のあと、今度は『内務省年報』第二回が再び関係記事として置かれているが、同年報中の表そのものは次巻冒頭より始まる。

#### 四・二・四 卷之四（「拾遺」 卷第三十四（下末）・伝記部十四）

本巻は『内務省年報』第二回の表を掲げた後、『出版例纂』中の新聞雑誌発行手続の抜粋や、内国勸業博覧会のことに関係記事となっている。

続く明治十一年（一八七八）は四月以降の大審院判決がやはり多くみえるが、いずれも口供、上告状、司法卿の達、検事長より大審院への処分要求、弁明、判決といった裁判文書がまるまる転載されている点が特徴である。また翌十二年（一八七九）は、六月三〇日に図書局より『出版書目月報』附録として発行された『新聞紙雑誌雑報一覧』に関する記事について、一二月に出された新聞雑誌類の読売を禁ずる大警視の布達があり、これをもって年譜は終わる。

本巻最後は『新聞歴史』全体の関係記事として福沢諭吉の小伝、また『名誉新誌』各号を典拠とした成島柳北、栗本鋤雲の小伝が記載してある<sup>58</sup>。このうち福沢については「明治十一年二月廿一日、出版届東京第五大区八

小区浅草馬道六丁目一番地、平民坂野久次郎編集兼出版ノ写真ノ張紙ヨリ採ル」との注記があり、福地伝のようにやはり同時代の情報に基づく<sup>59</sup>。これら小伝のあとに明治八年一二月から同一年五月までの新聞条例及讒謗律犯者月表、同九年七月から翌一〇年九月までの新聞紙禁止表、同一年五月から翌一二年二月までの新聞紙停止表と続き、最後に文久二年（一八六二）から明治一二年までの新聞紙等一覧で終わる。

これらの表はいずれも典拠不明である<sup>60</sup>。ただ、このうち司法省管轄の犯者月表を除くと<sup>61</sup>、明治文庫本Ⅱの段階で停止表や禁止表、あるいは新聞紙一覧が『新聞歴史』用に新たに編纂された可能性が考えられる。

#### 五 同時代及び後年の新聞史書

本章では明治一五年（一八八二）刊『日本新聞歴史』<sup>(4)</sup>（明治文庫本Ⅱとは別物）、ならびに明治四四年（一九一一）年刊『本邦新聞史』を対象に、両書と『新聞歴史』との関係を問うてみたい。

##### 五・一 『日本新聞歴史』（一八八二）

『日本新聞歴史』は明治一五年三月、小池洋二郎選著、故伊東卓三校閲で巖々堂より上梓された（以下小池書と略称）。版元の巖々堂は『団団珍聞』発行所団団社の西隣、神田区雉子町三二番地にあり、岩崎好正（広島県士族）の創業であった。同社は「書籍諸新聞売捌」「雑誌売捌所」を自称し、各府県と外字紙も扱い、小池書と同月に『新聞穴探』（久我懋正編）も刊行している<sup>62</sup>。

小池書の序にあたる「例言三則」には次のようにある。

一、此書ハ汎ク諸書ニ就テ、苟モ新聞紙ト関係ヲ有スル事件ハ兎毫ノ微モ洩サズ之ヲ登録スト雖モ、或ハ魯魚ノ誤リナキヲ保シ難シ。：

一、此書初メハ普通ノ文体ニテ叙シ、明治八年七月ヨリ史体ノ文章ニテ叙セシハ、勢ヒ然ラザルヲ得ザルモノアレバ也。

選者識<sup>63</sup>

ここで記されているように、本書は各種文献によつて文久二年（一八六二）の『バタヒヤ新聞』発刊から明治一四年（一八八一）までの新聞雑誌にまつわる法令、禁獄情報、創刊・廃刊情報、新聞改題、紙面改良などを細かに叙述している。また当初は「普通ノ文体」で、明治八年七月以降の記事は「史体（年譜）」で叙述したというが、吉村の『新聞歴史』でも古代から文化元年（一八〇四）の記事まで「普通の文体」「史体」が混在している。ただし、この点に関する両書の共通性は見受けられない。

ところで、昭和二年（一九二七）に刊行された『明治文化全集』新聞編は小池書の翻刻を収めており、外骨がこれに解題を寄せている。これによると選著者小池洋二郎は青森県人で、『日本新聞歴史』出版当時の明治一五年春頃は雑誌編集者として『別々珍誌』に携わり、これに先立つ明治一三・一四年頃に『議員必携議案評論』等の編著がある。一方、校閲者伊東卓三は千葉県人で、明治九年（一八八六）頃より『東京日日新聞』記者となり、明治一三・一四年頃は民権自由派の弁士としてしばしば政談演説に登壇。病気のため退社し、成田への帰郷後、療養中の一四年九月に『日本新聞歴史』校閲を頼まれた。ただ「追日不快ニテ操筆に懶シ、依テ玉稿返壁ス」云々として全く加筆を行えず二ヶ月後、郷里の兄鈴木敏行宅にて死亡して

いる。

また外骨は明治一五年の新聞雑誌上、一八年の耶蘇教退治仏教演説会に「伊東洋二郎」の名を発見し、想像を逞しくした。

「遠くて近きは男女の縁」の語を此処にも応用して、小池洋二郎が旧友たる伊東卓三の百ヶ日法会か一周忌法会に遠く下総成田へ行つた際、数年来の相識未亡人との情意投合で、旧友の遺族扶助という美名の継夫に成つたのであろうかと察する。

こう述べた外骨は小池書に若干の誤脱を認めつつも、

何人かの筆のすさみであつた明治初年頃の記録を根拠とし、それに諸官省の報告類を加え、発行願、改題願、廃刊届等は内務省の書類を借覧して写取り、発行停止禁止、記者受刑者の概略は、数ヶ年間の新聞記事中より抜記するなど、幾多の時日を費やし労苦を要したものであることは、伊東洋二郎の『国会議員百首』に似て居る<sup>64</sup>。

右にいう「内務省の書類」に吉村の『新聞歴史』は含まれるであろうか。小池書は一部の事項を除き文献指示がなく、吉村書を参照した痕跡を留めていないが、吉村書ともども今後の事項追加を見込んだものと思われる<sup>65</sup>。ここで両書の相異を確認しておく、まず吉村書は諸文献（一次史料）に基づく考証のプロセスを明示しつつ事実確定を行い、また法令など関係史料の筆写や人物伝を盛り込んでいる。こうした特徴は考証学系国学に基づくものである<sup>66</sup>。一方で小池書は一部を除き史料転記を行わない簡潔な記述ながら、紙面改良や個々の筆禍事案など吉村書にない情報を多く含む。



両書には考証の有無という違いがありつつ<sup>67</sup>、収載情報に関しては相補性を持っている。

## 五、二 朝倉無聲『本邦新聞史』（一九二一）

次に、二〇世紀に入って著された朝倉無聲（亀三）の新聞史である。本稿三・二のDで挙げた『公私月報』の省略部分①にはこうある。

予が往年発行した朝倉無聲編輯の『本邦新聞史』は、此史記『大日本新聞史記』に拠つて書いたのであらうかと思ふ所がある。それは新聞紙の起原は瓦版の読売物であつて、其組は大坂卯年図、元和元年五月、大坂落城の図であると云ふ文句の書き方が似て居るので、サウ思つたのであるが、卯年図は東京博物館に現物があり、又高畠藍泉の『麓の花』にも出て居るので、アナガチ此書に拠つたものと見ぬでもよし、又これに拠つたとすれば、関ヶ原戦後に吉村宣充が、その戦記を売つて銭にしたのも、新聞紙と見るべき一だとある考証付の記事を採らない筈はないとも思つた。

このように朝倉亀三の『本邦新聞史』と明治文庫本Ⅰとの関係をみる一方<sup>68</sup>、その同時代の小池書へは言及されていない。また朝倉書の緒言では、

本邦新聞紙の変遷を記せし書既に少からず、新聞来歴略（写本）、日本新聞歴史（小池蓮窓氏著）を初め、岸田（吟香）、福地（櫻癡）、末広（鉄腸）等諸氏の実歴談、読売新聞及報知新聞の記念号に掲載せられし雑話等これなり、然れども其多くは断片的の記事にあらずんば、年

表的に羅列したものゝみにして、誤脱少からず。…<sup>69</sup>

と、写本という「新聞来歴略」を最初に挙げつつ、小池書をはじめこれまで世に出た新聞史に関する実歴や雑話を挙げている<sup>70</sup>。この「新聞来歴略」については、現時点でその所在が明らかではない。

### おわりに

『新聞歴史』は吉村春峰が没した明治一四年（一八八一）以降、編み継がれることはなかった。吉村の死後、別人の手によつて稿本（明治文庫本Ⅱ）が編年順に整理され、『大日本新聞史記』（同Ⅰ）としての浄写を経て<sup>71</sup>、最終的には『土佐国群書類従拾遺』の巻三四（公文書館本）に編入された。このため、『新聞歴史』は複数の異本を残しながらも目の目をみず、叢書の一史料に留まつてきた。諸本の存在はまた、大規模叢書の成り立ちの一端を明らかにするものである。

さて『新聞歴史』は内容面において、初期新聞史としての史料的价值を有している。本書が後続の新聞史で参照された形跡は皆無に等しいものの、読売・瓦版から説き起こす叙述の型を他に先駆け提示したものと考えられる<sup>72</sup>。さらに本書独自の性格は、多種の史料に基づく考証の過程を明らかにしながら、メディアの発生と現況を捉えようとしたことにある。ただ、収載史料の多くが他書と重なる一方、国内でのメディアの自生に偏った記述や、幕末日本に流入したはずの『遐邇貫珍』や『六合叢談』といった華字新聞に筆が及ばない点などに、本書の限界は容易に認められよう。

また、対象とするメディアもほぼ民間のものに限られ、新聞一覧表の類

を除き、政府・府県による官版は外されている。さらに、簡潔な記述を旨とする小池洋二郎の『日本新聞歴史』ともども新聞・雑誌をひと括りに扱う点は、これらが未分化であった当時のメディア状況に起因する<sup>73</sup>。

右で示した『新聞歴史』の価値と制約は同時代の社会的、あるいは考証学系国学という編者の学問的環境によっている<sup>74</sup>。他方で、新聞雑誌を所管した内務省のメディア政策が、本書の成立にどう関わったかは明らかではない。このように曖昧な点を残す『新聞歴史』を編むに際して、吉村は古文獻のみならず同時代の情報源に取材しつつ、新聞を舶来物とする当時の見方に対し、変事を記録するという人間の気質から新聞に相当するメディアが国内に発生したことを示した。そうした国学からの歴史意識は特に「大日本新聞誌」と題して始まる巻之一に表れ、そのメディアの理解は史実考証を伴いながら古代から明治まで地続きであり、読売と香具師を紹介して時代間を自在に連絡している<sup>75</sup>。

同じく巻之一で引用されている明治八年の『読売新聞』でみたように、読売が新聞の起源とする説は当時からあったが、それは読売が無根の説を報ずるメディアであったと断じた。新聞は、その目的が読者への自紙の売り込みにある以上、自らと前時代のメディアとの差別化を図っていた。

そうした負の読売像に対して、『新聞歴史』はそれが事件を正確に報ずる機能を持った点を評価している。西洋化を一見象徴する新聞という文物の起源が、実は江戸期を通じ香具師の手で社会に広がった読売にあるという本書にとって、新聞の歴史とは読売の歴史であった。

さて『新聞歴史』巻之四でみたように、編纂物としての本書の年譜は明治一二年という、本書の成立期に出された読売禁止の布達で終わっている。読売をめぐる多くの史実を扱った本書にとって象徴的な記事であるが、しかし翌一三年以降の項目編纂も見込まれたとすれば、年譜の途切れとも想

像できよう。ただ、『新聞歴史』が読売の消長を軸にしたとみれば、史書として一定の完結性を持つのである。

- 1 荻慎一郎他『高知県の歴史（県史39）』（第二版）山川出版社、二〇一三年、二四七～八頁参照。
- 2 叢書の略称及び概要は、菊地義美「解説」吉村春峰集録編纂『土佐国群書類従』マイクロフィルム版解説・目録、雄松堂書店、一九九六年。ならびに『土佐国群書類従』一、一九九八年・『同拾遺』一、二〇一二年の渡邊哲哉解説に倣った。また、本稿で引用する翻刻他巻での解説は全て渡邊によるもの。なお、マイクロ版目録PDF版は次のURLで閲覧可能。丸善雄松堂株式会社、[https://myr.manuten.co.jp/wp-content/uploads/ysd\\_a\\_gc1630\\_li\\_tosanokuni.pdf](https://myr.manuten.co.jp/wp-content/uploads/ysd_a_gc1630_li_tosanokuni.pdf)（参照、二〇一九年一月五日）
- 3 武藤忠左衛門致和・平道二代にわたり編纂された『南路志』は、土佐国に関わる歴史・地理・民俗など諸記録を集録し、文化一三年（一八一三）に完成した。高知城下の豪商（美濃屋）であった武藤父子は、『南路志』編纂で家産を傾けたといわれる。
- 4 荻慎一郎他編『土佐国群書類従（土佐国史料集成）』全一三巻、高知県立図書館、一九九八～二〇一一年、荻慎一郎他編『同拾遺』全七巻、二〇一二年刊行中。次注より、翻刻各巻の書誌は『土佐国群書類従』一、一九九八年のように略記する。
- 5 『拾遺』五、二〇一七年解説。なお本巻には、高知県及び日本新聞史を概観した解説「明治期土佐の新聞」（筒井秀二）を併載。
- 6 徳川末期から明治初期の日本にかけては「新聞」と「新聞紙」とが区別されており、それぞれ news と newspaper の訳語であった。ただし、本稿でこうした「新聞紙」を指す場合は原則、現代に慣用される「新聞」と称する。
- 7 なお、国立公文書館デジタルアーカイブ上では「内閣文庫」和書多聞櫓文書を除く「土佐国羣書類従」と階層化され、全冊「本編」の扱いとなっている（<https://www.digital.archives.go.jp/> 参照、二〇一九年一月五日）。したがって「土佐国群書類従」及び「拾遺」によるキーワード検索を行ってもヒット数は零件であるため、注意が必要である。

- 8 以下、Aの内訳・異同は『土佐國群書類従』一一、二〇〇九年解説参照のうえ七桁の請求番号、カッコ内の冊次を付与。
- 9 マイクロフィルム版解説（前掲注2）。また参照、『土佐國群書類従』一解説（前掲注2）。
- 10 「大日本帝国図書」印は明治九年（一八七八）一〇月から同一五年月に使用。「図書局文庫」印は明治一五年（一八八五）六月から同一八年六月に使用。
- 11 「大日本政府図書」印は明治一十九年（一八八九）二月以後の新収書に使用。以上は『拾遺』四、二〇一六年解説による。
- 12 吉村の履歴と著作については上田萬年監修『国学者伝記集成』続巻、名著刊行会、一九六七年・初刊一九三五年、『国書人名辞典』岩波書店、一九九三年、『高知県人名事典』（新版）高知新聞社、一九九九年、及び『土佐國群書類従』一解説（前掲注2）を参照。
- 13 鹿持雅澄（一七九一—一八五八）は江戸後期の国学者。土佐郡福井村（現高知市）出身。鹿持家が藤原氏の支流飛鳥井家の末流であるとされ、このことが雅澄の古代への思慕を強め、藩儒中村世潭に漢学を、賀茂真淵・本居宣長の学統を受けた宮地仲枝に国学を学んだ。また『万葉集』研究を集大成した注釈書の『万葉集古義』を著す。門下に佐佐木高行らがいる。
- 14 「公文録」明治一四年（公〇三〇〇九一〇〇）。史料引用に際しては旧字を新字に改め、適宜句読点、中点、濁点を補った。また（ ）内で挿入または押印、（ ）内で割書（書名で付する場合は組み文字）、〔 〕内で筆者注を表す。
- 15 『国学者伝記集成』続巻（前掲注14）、五九〇頁。
- 16 『土佐國群書類従』八、二〇〇六年解説参照。
- 17 『内務省地理局における地図蓄積Ⅱ管理構造の復元的研究』（二〇〇二・二〇〇三年度科学研究補助金・基盤研究（C）（2）研究成果報告書〈研究代表者 横山伊徳〉、二〇〇四年三月）、七九頁所載表。
- 18 中村元茂の序、中村元恒の跋を付した『孝子源助伝』（国立公文書館蔵、一五八—一三四。伊東祐直著、文化二年（一八〇五）刊、太政官正院地誌課・地理寮地誌課・内務省地理局旧蔵）の裏見返しには「明治九年五月十五日此書ヲ以文庫ニ納置シ、聊以他日採択ノ用ニ供セントス 中村元起識」との墨書とともに、『土佐州郡志』五と同一の朱印が捺されている。
- 19 『路原拾葉』原本は伊那市高遠町図書館の所蔵にかかる他に、地誌課旧蔵本二冊（一七四—〇二二八）が伝存する。

- 22 中村黒水の贈位は「小山秀朝外百七十二名贈位ノ件」（叙勲裁可書）大正四年（一九一五）、叙〇〇四七六一〇〇）に拠ったが、しかしこの裁可書では幕末政治上の功が記されるのみで明治期の動向は判明しない。ここでの黒水の履歴は佐藤寅太郎『信濃人物志』文正社、一九三二年、四九七—九頁、村沢武夫『信濃人物誌』信濃人物誌刊行会事務所、一九六三年、三一〇—一頁、小松芳郎監修『幕末の信州—近代への序章』郷土出版社、二〇〇八年、一八六頁所載の小伝（山口通之）に拠った。なお、谷中霊園には甲新一四号左八側三番に吉村、乙八号五側に中村黒水、同六側に弥六の墓がある。
- 23 筒井迪夫「中村弥六の林政観」『森林文化研究』六一一、一九八五年、小山泰弘「中村弥六が整備した「進徳の森」に関する考察」『中部森林研究』六七、二〇一九年参照。
- 24 飯澤文夫「柳田國男と内閣文庫」一、柳田國男研究会編『柳田國男とことば・郷土（柳田國男研究年報5）』岩田書院、一九九八年、同「内閣文庫の世界（柳田國男と内閣文庫2）」後藤総一郎編『柳田学 前史（常民大学研究紀要1）』岩田書院、二〇〇〇年。
- 25 土佐に隣接する阿波（徳島県）では、国学者小杉楹郎（一八三四—一九一〇）が生涯を通じて地域文献の集成である『徴古雜抄』を編纂し、このうち阿波関係の史料のみ公刊されている（日本歴史地理学会編『阿波国徴古雜抄』日本歴史地理学会、一九一三年）。小杉に関しては『国学者伝記集成』続巻（前掲注14）、昭和女子大学光葉会編『近代文学研究叢書』一一、昭和女子大学光葉会、一九五九年、徳島市史編さん室編『徳島市史』四、徳島市教育委員会、一九九三年、一四三—四頁。また川瀬一馬『日本における書籍蒐蔵の歴史』吉川弘文館、二〇一九年・初刊一九九九年が小杉の蔵書に触れる一方、その全体の調査は大沼宜規「小杉楹郎の蔵書形成と学問」『近代史料研究』一、二〇〇一年が行なっており、同「明治国学者の蔵書形成」中野目徹編『近代日本の思想をさぐる—研究のための15の視角』吉川弘文館、二〇一八年にも小杉への言及がある。さらに徳島県立博物館編『郷土の発見—小杉楹郎と郷土史研究の曙』徳島県立博物館、二〇〇八年は小杉を軸として、阿波史学史を丹念に振り返った展示図録である。
- 26 柳田國男「郷土叢書の話」『退読書歴』書物展望社、一九三三年・初出一九二六年のち『柳田國男全集』七、筑摩書房、一九九八年所収。
- 27 内閣文庫編「柳田國男先生座談筆記」内閣文庫の思い出『北の丸』一五、一

九八三年。

公文書館本の用紙に關して『恒例公事録』全三冊（国立公文書館蔵、特一〇七—〇〇〇一）を参考史料に挙げておく（宮内庁書陵部蔵『公事録』の写本とみられ、書陵部本は全一〇六冊・完本）。同書は明治一〇年（一八七七）に岩倉具視が企図し、中山忠能らによつて宮中儀式に關する公私の記録が蒐集・編纂され、明治二〇年（一八八七）一二月に完成をみた（宮内府図書寮編『図書寮典籍解題』文学篇、養徳社、一九五〇年）。全三冊の中には本文に無地の楮紙を用いる一方で、「内閣」を柱題に持つ野紙一丁分を表・裏表紙として同綴したものが含まれる（特一〇七—〇〇〇一（四）など）。「例の内閣の〔無地の〕紙」を本文用紙としたことを窺わせるに足るものである。

本項で記した通り外題、及び小口書入に『新聞歴史』の題は含まれておらず、外観でそれと判別することはできない。

29 明治新聞雑誌文庫「明探」、<http://www.meitan-j-u-tokyo.ac.jp/>（参照、二〇一九年一月五日）

30 宮武外骨編『公私月報』巖南堂書店、一九八一年復刻版。

31 斎藤・末永編『沼田頼輔十関保之助集（日本考古学選集5）』築地書館、一九七五年、九四頁所載年表。また近野正幸「沼田頼輔と私家版『宮瀬村の傳説と歴史』」「立正史学」九〇、二〇〇一年参照。

32 以下、『新聞歴史』の引用にあたり主に翻刻版（『拾遺』五〈前掲注5〉）所載に基づき、所記の一部は公文書館本及び明治文庫本Ⅰ・Ⅱと対照した。

33 具体的な書目表3を参照のこと。「引用書目」に挙がっていない書物や新聞が典拠となる場合、本文にて別途言及する。

34 吉村個人のものか判別しにくい記事がある關係上、原則として以下では編者筆とする。

35 「日本書紀」履中天皇四年は『日本古典文学大系』六七、岩波書店、一九六七

36 年、四二六頁参照のうえ補足。

37 「太平記」卷二九は『日本古典文学大系』三六、岩波書店、一九六二年、一一八頁参照のうえ句読点を振り直し。なお編者は、この一騎打ちの月日は『園大

38 曆』内容は『太平記』（卷二九）より採ったという。

『守貞漫稿』卷之二九（喜多川守貞著、慶応三年（一八六七））、「八折り編み笠」の項は「この編笠、京坂になき所なり。江戸、行人多き路傍に佇み、いろは歌、あるひは時様の童謡の小冊を読み唄ひ売るの徒あり。号して読売と云ふ

（よみうり）。その輩これを用ふ。京坂のよみうりは、手巾大尽かぶりなり」と、読売の被り物とした上で「困民の業なり」という（宇佐美英機校訂『近世風俗志』四、岩波書店、二〇〇一年、四〇四頁）。ヨーロッパ中世のシュガーローフハット（sugar-loaf hat 棒砂糖形のどんがり帽子）がこれに近い。

39 「染模様妹背門松」（近世篇二）については、義太夫年表近世篇刊行会編『義太夫年表』八木書店、一九七九年、及び土田衛他編『菅専助全集』一、勉誠社、一九九〇年参照。

40 「よみ売三巴」の詳しい筋書と評価については黒石陽子「近松半二の作劇法・内面描写への希求——曾根崎心中」改作物、「よみ売三巴」「往古曾根崎村噂」をめぐって『学芸国語国文学』一八、一九八三年を参照のこと。なお本作の筆耕として、翻刻の会「翻刻『よみ売三つ巴』」『同志社国文学』八二、二〇一五年がある。

41 江戸浅草の非人頭が代々襲名した「車善七」の名は、徳川氏のため磔刑に処せられた秋田藩家老の車丹波守義照の近親にあたる善七に由来するといわれる。善七は徳川家康の命を狙うも捕縛され、後に助命されて非人頭の地位を得たとされる（参照、成沢栄寿「弾左衛門と配下の穢多・非人」部落問題研究所編『部落史の研究』前近代篇、部落問題研究所、一九七八年、荒井貢次郎「被差別部落」観の一系譜』『近世被差別社会の研究——東日本の類型構造』明石書店、一九七九年・初出一九七六年）。

42 車善七、あるいは香具師が支配した雑芸人に乞胸があつた。横井清によれば、その先駆形態は室町末期の「三十二番職人歌合」に描かれた編み笠・裸身の「胸たたき」にあるといい（『日本史大事典』平凡社、一九九三年）、乞胸の渡世には読売に類するもの——講釈・説教・物読——が含まれていた（石井良助「猿飼、茶筌、夙および乞胸——江戸時代賤民の位置附に關する一つの試み」『江戸の賤民』明石書店、二〇一二年・初出一九五八年及び、同「乞胸補考」同上、初出一九七八年並びに荒井貢次郎「都市賤民行政史の基礎考察——東京の被差別部落と「乞胸」部落の場合」『近世被差別社会の研究』〈前掲注41〉。近世江戸では町方身分でありつつ、その家業は乞胸頭仁太夫から鑑札を受け、多様に大道芸を展開した。寛政期、香具師の統括で乞胸同様の家業を行う者が増える中、町奉行から乞胸頭の支配が再確認される一方、香具師は浅草寺境内などを拠点にその支配から独立していく（吉田伸之「芸能と身分的周縁——乞胸・香具師を例として」『身分的周縁と社会Ⅱ文化構造』部落問題研究所、二〇〇三年・初

- 出(一九九五年)。このように香具師や芸能者、あるいは民間宗教者(勧進)は正統な身分との対比から身分的な周縁に位置する社会集団と捉えられ、これに關しては浩瀚な論集もある(久留島浩他編『身分を問い直す(シリーズ) 近世の身分的周縁』吉川弘文館、二〇〇〇年、後藤雅知他編『身分的周縁と近世社会』吉川弘文館、二〇〇六(二〇〇八年等)。しかし、そうした成果によつて発見された「周縁」部の様々な実状は、それを身分や集団と呼べるほどの秩序として理解することをかえつて難しくし、読売ならばその聞き手・読み手が必要とするように、芸能・宗教の享受者という存在もまた閑却しえない。「身分的周縁論」は、周縁の側と公儀や寺社、また公家といった公的な許認可を与える側をともに包含する「全体史」を指向するといえ、事例ごとの色合いを失わせる不安を残している。参照、村上紀夫『近世勧進の研究―京都の民間宗教者』法蔵館、二〇一一年、二二〇頁。
- 43 小野秀雄『かわら版物語―江戸時代マス・コミの歴史』雄山閣出版、一九八八年・初刊一九六〇年、三五三頁所載図。
- 44 『かわら版物語』(前掲注43)、三五二―三五三頁。また、森田健司「江戸時代における「かわら版販売者」の形装」『大阪学院大学通信』四六一―二、二〇一六年参照。
- 45 法政史学会編・石井良助校訂『徳川禁令考』前集五、創文社、一九五九年、四七〇頁ならびに『かわら版物語』(前掲注43)、三五二頁。
- 46 『かわら版物語』(前掲注43)、三五二頁。
- 47 本図の読売は僧体にも見える。中国の僧が行う頭陀は民家の門前で食を乞う行脚で、のち卑賤の所行とみなされて乞丐の徒がこれを真似るようになり、放浪遊行の芸能へと変化した。乞食を表す「花子」の語源である「教化子・叫化子・抄化子」は言語・詞章で人を教化、唱導、また祝福(古くは呪願)する者を意味し、僧と賤民は行乞を介し同類化していく(澤田瑞穂『中国史談集』筑摩書房、二〇一七年、三三五頁、「支那仏教唱導文学の生成」『智山学報』一三―一四、一九三九(四〇年)。翻つて『守貞漫稿』卷之二八には「願人坊と云ふ乞丐僧」が小紙の判じ物を門戸に投じ、再びやって来て「あげおきました考へ物と云ふ」とある(『近世風俗志』四(前掲注38)、二七二頁)。この願人坊主は「三都ともにこれあり。ある人曰く、昔台額の僧、所願のことありて江戸に下り、しばしば出庁すれども…衆僧在府年久しくして資尽き、遂に貧困に至り、市中を巡りて錢米を乞ひ、永く沈淪せる」者で、江戸では橋本町(はじめ馬喰町とも)に居住し、「同所にその長あり(ある人曰く、羽黒山の派と鞍馬山と二派ありとなり)、各々戲謔を専らとして、その所為種々あり」という(『守貞漫稿』卷之五。宇佐美英機校訂『近世風俗志』一、岩波書店、一九九六年、三二三頁ならびにジェラルド・グロマー『幕末のはやり唄―口説節と都々逸節の新研究』名著出版、一九九五年、五八―九頁)。この一方、橋本町はじめ「浅草山崎町、松島町、芝新銭座、赤坂、鮫河橋等困民多く、裏家には専ら乞丐人住」し、これら「戸籍中の乞丐」を「宿あり門廻りと目す由と聞く。戸籍外を無宿とす。乞丐の徒には、無宿音読にもすれども、また専らやどなしと云ふ」(『守貞漫稿』卷之七。『近世風俗志』一、三三四―三五頁)。こうした記述からすると乞丐、読売、願人坊主の境界は甚だ曖昧であったが、ただ明治を下るにつれ読売から情報専売業としての新聞売子が分化し、この境界は次第にはつきりしてくる(『幕末のはやり唄』、八九―九〇頁)。
- 48 この小伝では、卷之一所載「米人彦蔵小伝」のように引用文献は指示されていない。また、卷之四所載「成島柳北小伝」における『名譽新誌』のような既存の伝記を出典としないと思われるため、編者筆とする。
- 49 六月二九日とされる布告は『新聞歴史』に未収。
- 50 長崎県教育会編『大札記念 長崎県人物伝』長崎県教育会、一九一九年、五八四―五七九四頁。
- 51 『職員録(内務省)』明治二十一年五月・二十二年一月・二十四年一月・二十五年一月の各冊(国立公文書館蔵、職A〇〇一七・〇〇一七四・〇〇二六八・〇三〇九)、また『長崎県人物伝』(前掲注50)、五八四頁。
- 52 長川については他に、福鎌達夫『明治初期百科全書の研究』風間書房、一九六八年、三七〇頁・岡中正行「崎陽雑談(十)」―馬田家の人々(6)・木谷忠英とその娘たち(1)」「木の実」四四―一〇、一九八九年、馬田智夫「長川新吾とその一族―岡中正行著「崎陽雑談」より」馬田智夫『馬田氏風説書』暮しの手帖社、二〇〇五年所収。
- 53 この『中外新聞』は慶応四年(一八六八)二月に刊行された同紙ではなく、官許取得後の明治二年(一八六九)三月に再刊したもの。また『新聞歴史』で複数回引用される『憲法類編』に関して、広島修道大学明治法曹文庫ウェブサイト、<http://www.shudo-u.ac.jp/library/meiji/meiji.html>(参照、二〇一九年一月六日)より、森川潤の解題を引く。
- 司法省明法寮編。村上勘兵衛、小川半七発兌。第一は二八冊、明治六年

刊。第二は二七冊、明治七年刊。ともに和綴本。第一はたんに『憲法類編』と呼ばれたが、『第二憲法類編』が刊行されたのちに、第一と通称される。「朝廷裁定スル」法令が「公文ニ散在シ。未タ裒彙シテ一部ノ書ト爲スモノ有ラス」という状況のもとで、明法寮に常備し、「法官ノ査考ニ便ニス」ために編纂された。慶応三年一〇月から明治五年一二月までのあいだに出された太政官布告、御沙汰、各省使寮司の布達や指令の類をすべて集録する：当時、今日の憲法を国憲、法令全般のことを憲法と呼んだ。

54 他の朱点と色味を異にするこの朱書は、赤鉛筆によるそれとともに複数人の手で校訂・修正がなされたことを示している。

55 この点、「拾遺」巻六四上「土佐国物産攬要」（二一八—〇〇一三（二九〇））の冒頭は本文途中から始まっており（六千七百六十五斤：）、稿本段階での落丁を伝える。渡邊哲哉氏の示教による。

56 割注に「〇此新聞紙論、語ニ土居光華ガ近世名家文鈔『（偶評）今体名家文鈔』二三、土居光華編述、明治一一年刊力」ニ載セタルニハ聊カ評論ヲ加ヘ、圈点等ヲ附セリ」とある。

57 『日本全国新聞雑誌見立評判』原本の一枚物は明治新聞雑誌文庫の所蔵であるが（請求番号〇三—〇三）、『新聞歴史』では原本の欄外注記を本文に転記するなど異同がみられる。

58 『名譽新誌』（国立公文書館蔵、一五七—〇三〇九）の発行時期は明治九年（一八七六）から一〇年（一八七七）にかけてである。

59 坂野久次郎（積善、一八二七—一九〇七）の写真業について、古写真史家の森重和雄は次のように述べている（森重和雄『幕末・明治の写真師列伝』雄山閣出版、二〇一九年、二二四—五頁）。

明治六年（一八七三）頃、金龍山浅草寺の仁王門内左側の床店が内田九一撮影の役者の写真等を一手に扱う販売店で、写真一枚の値段が金十二錢五厘で当時としてはたいへん高額であったという。この店はかつて歌舞伎役者でもあり歌舞伎座の役員も勤めた興行師・坂野久次郎の店で、：「坂野が」松本良順の今戸の別邸に出入りをしていたことから、やはり松本順（松本良順）の紹介で内田九一と知り合い、その写真の販売を任されるようになったものだろう。

坂野は豊原国周の芝居絵などを売る一方で明治八年（一八七五）、内田九一撮

影の市川團十郎、中村芝翫などの写真を元にした俳優石版画を銀座の彫刻会社より発売した。坂野の店は、この頃に浅草寺境内の弁天山から仁王門と二尊仏を撮影した写真の左下にみえる「寫眞」の看板で確認できる。参照、霞会館資料展示委員会編『鹿鳴館秘蔵写真帖—江戸城・寛永寺・増上寺・燈台・西国巡幸』平凡社、一九九七年、一〇六頁ならびに『幕末・明治の写真師列伝』、二四頁。

60 幕末以後の新聞紙一覧は年譜中の『出版書目月報』附録『新聞紙雑誌雑報一覽』（ヨ〇二五—〇〇四九B）、あるいは明治一六年（一八八三）刊『図書書目』（ヨ〇二九—〇二七四）新聞雑誌之部とも重ならないが、これらの編纂に吉村が関わったとしても不思議ではなからう。なお両書目の影印版は朝倉治彦監修『新編 明治前期書目集成』七、大空社、一九九九年、後者の翻刻は西田長寿編『明治文化資料叢書』一二（新聞篇）、風間書房、一九六〇年所収。

61 犯者月表に関しては明治一一年七月一七日制定の「新聞条例及讒謗律犯者月表雛形」（司法省達丁第二七号）のみ確認できる（『太政類典』第三編、太〇〇六九三一〇〇）。

62 山口順子「明治前期における新聞雑誌の売捌状況—巖々堂を中心にして—」『出版研究』一六、一九八六年。本稿執筆にあたり山口氏（オノ—情報文化研究所）より、『大日本新聞史記』の存在や『公私月報』の記事など多々教示を頂戴した。

63 小池洋二郎『（日本）新聞歴史』巖々堂、一八八三年のち明治文化研究会編『明治文化全集』四（新聞篇）、日本評論社、一九九二年・初刊一九二七年所収。小池書については同じく巖々堂刊『新聞穴探』とともに山本・有山監修『新聞史料集成』明治期篇一、ゆまに書房、一九八九年に影印版を収録（有山輝雄解題）。

64 以上は『明治文化全集』四（前掲注63）所収解題（麿姓外骨）。

65 小池書の明治一二年の項では「七月、内務省図書局頒布ノ報告ニ曰ク：」など『内務省年報』への依拠がみえる。

66 政府出仕の考証学系国学者に関しては藤田大誠『近代国学の研究』弘文堂、二〇〇七年、先に触れた大沼宜規による「明治初年における歴史考証の位置—小中村清矩・木村正辞と「六国史」校正—」『史境』六九、二〇一五年、「明治国学者の蔵書形成」（前掲注25）等の一連の研究、Mei, Margaret, *History and the State in Nineteenth-Century Japan*, London, Macmillan, 1998—メール、マーガレット『歴

史と国家―19世紀日本のナショナル・アイデンティティと学問』千葉・松沢  
 訳者代表、東京大学出版会、二〇一七年がある。

『徳川実記』や『後鑑』といった考証・撰述に基づく公式史書の編纂理念は儒  
 者林述斎（一七六八―一八四二）によって提示され、述斎は塙の『群書類従』  
 及び、塙の企てた『史料』にも関与した。また、一九世紀前半という「編纂書  
 の時代」は一般実務に携わっていた武士が史書編纂事業に動員される一方、歴  
 史に関わる学知が同時期の出版メディアと複合し、社会に広まった（参照、高  
 橋章則「上古封建」と国学―近世史学思想史の一断面『日本思想史研究』一  
 六、一九八四年、同「近世後期の歴史学と林述斎」『日本思想史研究』二一、  
 一九八九年、同「徳川時代の歴史思想」荻部・片岡編『日本思想史ハンドブッ  
 ク』新書館、二〇〇八年。また最近における幕府の編纂事業に関しては平野仁  
 也の成果（「近世における史書編纂と『朝野旧聞哀藁』」「日本史研究」六七五、  
 二〇一八年他）、同様に明治政府に関しては『歴史と国家』（前掲注66）を見  
 よ。なお、考証学史の全体を扱ったものに重野安禪「学問は遂に考証に帰す」  
 『東京学士会院雑誌』一二、鳳出版、一九七七年・初出一八九〇年、坂本太郎  
 『修史と史学』（坂本太郎著作集5）『吉川弘文館』一九八九年・初刊一九五八  
 年、大久保利謙「日本歴史の歴史」『日本近代史学の成立（大久保利謙歴史著  
 作集7）』吉川弘文館、一九八八年・初出一九五九年、弥吉光長『書誌と図書  
 評論（弥吉光長著作集5）』日外アソシエーツ、一九八二年、岡村敬二『江戸  
 の蔵書家たち』吉川弘文館、二〇一七年・初刊一九九六年、『日本における書  
 籍蒐蔵の歴史』（前掲注25）。また、儒学と考証学に関して近年のものに竹村  
 英二『江戸後期儒者のフィロロギー―原典批判の諸相と国際比較』思文閣出版、  
 二〇一六年。さらに考証学史にとつては地誌の成立を逸することはできないが、  
 この問題に関しては白井哲哉『日本近世地誌編纂史研究』思文閣出版、二〇〇  
 四年、「八王子市教育委員会」生涯学習スポーツ部文化財課、八王子市郷土資料  
 館編『八王子千人同心の地域調査―武蔵・相模の地誌編さん』八王子市郷土資  
 料館、二〇〇五年、岩橋清美『近世日本の歴史意識と情報空間』名著出版、二  
 〇一〇年、重田・白井編『新編武蔵風土記稿』を読む』さきたま出版会、二  
 〇一五年、斉藤司『煙管亭喜荘と「神奈川砂子」―近世民間地誌の成立と地域  
 認識』岩田書院、二〇一七年、同『福原高峰と「相中留恩記略」―近世民間地誌  
 の「国」意識』岩田書院、二〇一八年を挙げておく。

『大日本新聞史記』の一部は鶴飼新一『朝野新聞の研究』みずす書房、一九八

五年で参照されているが、しかし文献表記に明治一三年（一八八〇）末の「刊  
 行」とあるのは誤認と思われる（八八頁）。

69 朝倉亀三（無聲）『本邦新聞史』雅俗文庫、一九一一年緒言。

70 吉村宣充のことは戦後刊行された鈴木秀三郎『本邦新聞の起原』クリオ社、一  
 九五九年・新版ぺりかん社、一九八七年に言及があるものの、これは朝倉書に  
 拠ったものと思われる（新版、七八頁）。

71 「大日本新聞誌（史記）」との題は明治九年（一八七六）から一六年（一八八  
 三）に刊行された『大日本貨幣史』（二四一―一六七等。大蔵省編、吉田賢  
 輔述）を想起させる。同書は歴代天皇の時代ごとに貨幣・金融に関する史実を  
 編年順に収録しつつ、考証を加えている。

72 例えば小野秀雄『日本新聞発達史』五月書房、一九八二年・初刊一九二二年、  
 『本邦新聞の起源』（前掲注70）、西田長寿『明治時代の新聞と雑誌』（増補版）  
 至文堂、一九六六年等。

73 『明治時代の新聞と雑誌』（前掲注72）、三四頁。

74 Elman, Benjamin A. *From Philosophy to Philology: Intellectual and Social Aspects of  
 Change in Late Imperial China*. Rev. ed. Univ of California Los Angeles, 2001。エル  
 マン、B・A『哲学から文献学へ―後期帝政中国における社会と知の変動』馬  
 淵他訳、知泉書館、二〇一四年は清朝考証学の隆盛に政治・制度的環境が様々  
 にはたらいたことを指摘した。

75 野口武彦「考証随筆の想像力―幸田露伴の一面」野口武彦『近代日本の詩と史  
 実』中公叢書、二〇〇二年・初出一九九五年）、六一頁参照。

（調査員）



表 4 「新聞歴史」巻1の構成

| 大項目(内容摘記)               | 年 譜           |                   | 関係記事                                                                                                | 絵入及び特記事項               |                                                                                 |
|-------------------------|---------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
|                         | 年月日           | できごと・法令           |                                                                                                     |                        |                                                                                 |
| 引用書目〔別掲「新聞歴史」引用書目一覧〕    | －             | －                 | －                                                                                                   | 読売・斑犬絵入                |                                                                                 |
| 大日本新聞誌（古代より近世に至る新聞紙の起源） | 永禄11(1568)    | 8 14              | 吉村宣充小伝<br>西国事物起源（西村茂樹編纂、明治12(1879).1刊）<br>新聞の字義（東京日日新聞898号(明治8[1875].1.5)抄出）<br>人倫訓蒙図彙（元禄3年(1690)刊） | 方位(東西南北)絵入<br>「絵草紙売」絵入 |                                                                                 |
|                         | 元和5(1619)     | 5                 |                                                                                                     |                        | 一枚摺「大坂卯年之図」版行                                                                   |
|                         | 享保6(1721)     | 7                 |                                                                                                     |                        | 一枚絵図刊行・発売を禁ずる町触                                                                 |
|                         | 享保7(1722)     | 1                 |                                                                                                     |                        | 重ねて同右を禁ずる町触                                                                     |
|                         |               | 11                |                                                                                                     |                        | 新版書物に関する町触                                                                      |
|                         |               | 12                |                                                                                                     |                        | 同上                                                                              |
|                         | 享保20(1735)    | 5                 |                                                                                                     |                        |                                                                                 |
|                         | 寛保元(1741)     | 1                 |                                                                                                     |                        |                                                                                 |
|                         | 明和4(1767)     | 12                |                                                                                                     |                        | 染模様妹背の門松の浄瑠璃出る<br>くきのふのお初けふの徳兵衛）読売三つ                                            |
|                         | 明和5(1768)     | 7                 |                                                                                                     |                        | 巴〔近松半二作〕出版                                                                      |
|                         | 弘化3(1846)     |                   |                                                                                                     |                        | 〔記事なし〕                                                                          |
|                         | 文化11(1814)    | 2 17              | 寛政年中より版行のものをかわら版と称す<br>香具師考                                                                         | 読売絵入                   |                                                                                 |
|                         | 文久2(1862)     | 1                 |                                                                                                     |                        | 改元を4文で売り歩いた者を召捕                                                                 |
|                         |               | 8                 |                                                                                                     |                        | 蕃書調所にてバタヒヤの新聞抄訳                                                                 |
|                         | 元治2(慶応1、1865) | 3                 |                                                                                                     |                        | 洋書調所にて海外新聞別集発売                                                                  |
|                         |               | 3                 |                                                                                                     |                        | 米利堅国〔浜田〕彦蔵、海外新聞発行                                                               |
|                         | 明治元(1868)     | 2 24              |                                                                                                     |                        | 米人彦蔵小伝                                                                          |
|                         |               |                   |                                                                                                     |                        | 柳河春蔭小伝                                                                          |
|                         |               | 閏4 5              |                                                                                                     |                        | 新著並翻刻書類は官許の上刊行の旨布告<br>福地源一郎筆禍(江湖新聞)                                             |
|                         |               | 不詳 6 9 20         |                                                                                                     |                        | 大神御牧ら謡歌新聞発売<br>新聞官許の布告<br>自今開版書籍は草稿を開成学校へ差し出す旨布告                                |
|                         | 明治2(1869)     | 1 2 2             |                                                                                                     |                        | 図書開版の際府藩県へ申出る旨布告<br>新聞紙は開成学校で取締の旨布告<br>新聞紙印行条例                                  |
|                         | 明治3(1870)     | 2 23              | 米人彦蔵小伝<br>柳河春蔭小伝<br>福地源一郎小伝                                                                         | 後の編入記事力                |                                                                                 |
|                         | 明治4(1871)     | 8 4 11 12         |                                                                                                     |                        | 書籍新刻免許は大史所轄とす<br>出版免許は文部省所轄とす<br>郵便規則<br>武相往復郵便(書状新聞紙等)につき駅通寮達                  |
|                         | 明治5(1872)     | 1 3 22 25         |                                                                                                     |                        | 出版条例<br>兵書出版免許は陸海軍両省所轄とす<br>陸軍関係書は陸軍省へ御委任                                       |
|                         | 〔編文なし〕        | 2 3 27 6 7        |                                                                                                     |                        | 英人ブラック日本人新聞を免許<br>新聞雑誌ほか2誌大蔵省より府県へ渡す<br>司法省裁判他で新聞出版人聴聞を許す<br>教義に関する出版免許を文部省所轄とす |
|                         | 〔年月・編文なし〕     | 〔11 7〕            |                                                                                                     |                        | 左院より、ブラック新聞社へ建白書印行御用を申付ける                                                       |
|                         | 明治6(1873)     | 3 5 10 15         |                                                                                                     |                        | 新聞紙罰金取調の事(司法省伺)<br>外国新聞紙屋へ国章相渡す事(同上)<br>新聞紙罰金取調の事(文部省より司法省へ回答)                  |
|                         |               | 5 27 6 28 6 8 9 8 |                                                                                                     |                        | 書籍出版は総て打合の事<br>新聞原稿通送規則<br>明治元～6年の新聞77種とその紙名<br>通送の新聞紙封方の事<br>日報社総代に贖罪金を科す      |

上表は、「新聞歴史」巻1の構成を一覧にしたもの。巻1では、新聞の由来が古代から説かれたのち引用書及び小伝の導入記事として年譜が置かれており、巻2以降は年譜中心の記載となる(詳細は別掲の「新聞歴史」巻2〜4構成表を参照のこと)。本表作成にあたり、翻刻(『土佐国群書類従拾遺(土佐国史料集成)』5、荻慎一郎他編、高知県立図書館、2017年)に伴って作成された目次に依拠しつつ新たに年譜事項を抽出し、人物小伝等の関係記事との分類を行った上で、絵入の場合その旨及び特記事項を記した。また年譜の各編文(事件の主要を表す文章)は意訳によって縮約した。なお、分類項目に該当しない場合ハイフン(―)を記入し、また〈 〉内は割書(同じく意訳による要約を含む)、〔 〕内は表作成者による注記を表す。



表5 「新聞歴史」巻2～4の構成

| 巻 | 年 譜                |        |                                     | 関係記事                            |
|---|--------------------|--------|-------------------------------------|---------------------------------|
|   | 年月日                |        | できごと・法令                             |                                 |
| 2 | 明治6(1873)          | 10 19  | 新聞紙条目制定                             | 明治6年文部省第1年報抄略<br>府県新聞数表〔文部省准刻課〕 |
|   |                    | 10 22  | 新聞紙発行条目罰則取調                         |                                 |
|   | 明治7(1874)          | 1 22   | 新聞紙配布を以後内務省が行う旨達（大蔵省）               | 新聞紙論（津田真道）                      |
|   |                    | 28     | 同上（内務省）                             |                                 |
|   |                    | 2      | 発行許可された新聞紙概数・目録                     |                                 |
|   |                    | 2 17   | 佐賀の乱に関する報道の禁止                       |                                 |
|   |                    | 3 23   | 新聞紙買上の件                             |                                 |
|   |                    | 3      | 明六社、明六雑誌を発行                         |                                 |
|   |                    | 4 23   | 新聞紙買上の件                             |                                 |
|   |                    | 10 27  | 東京日々新聞社に対し太政官記事印行御用を申付              |                                 |
|   |                    | 11 12  | 当月より各県へ日々新聞紙のみ配布                    |                                 |
|   |                    | 12     | 明六社員津田真道、新聞紙論を『明六雑誌』20号に掲載          |                                 |
|   | 明治8(1876)          | 1      | 安川繁成、英国新聞紙開明鑑記上下2冊を著し、3月刊行          | 外国人日本文新聞紙発行略記〔慶応元(1864)～明治9.2〕  |
|   |                    | 5 17   | 新聞紙配布に代え新聞紙費用金支給                    |                                 |
|   |                    | 5      | 明六社制規改訂、社員経歴等                       |                                 |
|   |                    | 6 25   | 米国と郵便交換条約改定                         |                                 |
|   |                    | 6 28   | 准刻事務所管が文部省から内務省へ                    |                                 |
|   |                    |        | 新聞紙条例制定布告                           |                                 |
|   |                    |        | 讒謗律制定布告                             |                                 |
|   |                    | 7 3    | 内務省出火。検査のために集められた新聞紙類焼失             |                                 |
|   |                    | 7 7    | 官吏が政務に関することを新聞紙又は雑誌・雑報に叙述することを禁ず    |                                 |
|   |                    |        | 新聞紙条例に関する伺(東京府)                     |                                 |
|   |                    |        | // (司法省)                            |                                 |
|   |                    | 25     | // (//)                             |                                 |
|   |                    | 29     | 新聞紙条例附則追加のこと                        |                                 |
|   |                    | 8 17   | 讒謗律に関する伺(司法省)                       |                                 |
|   |                    | 28     | 成島柳北、新聞紙条例違反で禁獄五日                   |                                 |
|   |                    | 9 12   | 各官庁事務に係る公文書の新聞紙掲載を禁ず                |                                 |
|   | 〔誤編綴力〕             | 7 23   | 内務省への新聞紙進達に関する伺(滋賀県)                |                                 |
|   |                    | 9 28   | 内務省図書寮の設置                           |                                 |
|   |                    | 11 15  | 新聞紙、雑誌等の図書寮への納本                     |                                 |
|   |                    | 12 25  | 横浜毎日新聞社編集并印刷長塚原靖上告に対する大審院判決         |                                 |
|   |                    | 9 1 24 | 朝野新聞、新聞社を誹罵の巢窟と見なさぬよう願う旨掲載          |                                 |
|   |                    | 25     | 日親道編集長代理長谷川義孝上告に対する大審院判決            |                                 |
|   |                    | 2 2    | 英国公使より、日本在留英国人による日本語新聞の発行を禁止する旨が示さる |                                 |
|   |                    |        |                                     |                                 |
|   |                    |        |                                     |                                 |
|   |                    |        |                                     |                                 |
| 3 | 明治9(1876)          | 2 13   | 評論新聞、千葉県役所関連誤報                      |                                 |
|   |                    | 3 29   | 日本全国新聞雑誌見立評判発行（見立写含む）               |                                 |
|   |                    | 4 17   | 図書寮廃止、図書局設置                         |                                 |
|   |                    | 6 28   | 東京浅草にて新聞供養                          |                                 |
|   |                    | 30     | 評論新聞投書掲載に関する大審院判決                   |                                 |
|   |                    |        | 内務省第1回年報（明治8.7～同9.7）                |                                 |
|   |                    |        | 全国各社新聞類発行員数増減比較表〔内務省第1回年報〕          |                                 |
|   |                    | 7 5    | 新聞発行停止の件                            |                                 |
|   |                    | 11     | 評論新聞・湖海新報・草莽雑誌の発行禁止                 |                                 |
|   |                    | 31     | 采風新聞仮編集長本木貞雄上告に対する大審院判決             |                                 |
|   |                    | 8 28   | 采風新聞仮編集長矢野駿男上告に対する大審院判決             |                                 |
|   | 〔明治13(1880).10.11〕 | 10.11  | 東京府布達甲第119号(明治9.7第98号布告の改正)         |                                 |
|   |                    | 9 14   | 日報社元仮編集長甫喜山景雄上告に対する大審院判決            |                                 |
|   |                    | 30     | 草莽雑誌社長栗原亮一の訴状を東京上等裁判所が却下            |                                 |
|   |                    | 11 28  | 新聞紙条例の部分削除                          |                                 |
|   |                    | 12 4   | 新聞紙発行及び休業期限                         |                                 |
|   |                    | 18     | 自主社編集長馬越章造上告に対する大審院判決               |                                 |
|   |                    | 27     | 自主社編集長馬越章造上告に対する大審院判決               |                                 |

|   |            |    |    |                                    |                                                                                                                              |
|---|------------|----|----|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 | 明治10(1877) | 2  | 19 | 西南役に関する無根説等の新聞掲載を禁ずる               |                                                                                                                              |
|   |            | 3  | 19 | 京都日日新報持主変更につき京都府伺〈出版例纂101丁〉        |                                                                                                                              |
|   |            | 4  |    | 新聞紙条例第8条につき司法省伺                    |                                                                                                                              |
|   |            |    |    | 図書局第2回年報〈明治9.7~同10.6〉              |                                                                                                                              |
|   | 明治11(1878) |    |    | 第1 各社発売新聞員数比較表〔雑誌含む〕               |                                                                                                                              |
|   |            |    |    | 第2 各地買受新聞員数及人口比例表                  |                                                                                                                              |
|   |            | 10 |    | 新聞紙・雑誌・雑報発行願と諸届手続き                 |                                                                                                                              |
|   |            |    |    | 内国勸業博覧会にて賞牌を授与せらる新聞社               |                                                                                                                              |
|   | 明治12(1879) |    |    | 明治10年内国勸業博覧会出品解説                   |                                                                                                                              |
|   |            |    |    | 中島周賢の熊本新聞雑報記事に対する熊本裁判所判決が大審院にて覆る   |                                                                                                                              |
|   |            | 6  | 27 | 新聞紙、雑誌記事性質の変更等は出願許可を受くべし           |                                                                                                                              |
|   |            | 8  | 28 | 函館新聞編集人佐久間健寿に対する函館裁判所判決が大審院にて覆る    |                                                                                                                              |
|   |            | 6  | 30 | 内務省図書局発行の出版書目月報の附録に新聞紙、雑誌、雑報一覧添付さる | 福沢諭吉小伝<br>成島柳北小伝〈名譽新誌18号〉<br>栗本鋤雲小伝〈同12号〉<br>明治8~同11.6新聞条例及讒謗律犯者月表<br>新聞紙〔・雑誌〕禁止表<br>新聞紙〔・雑誌〕停止表<br>〔文久2年より明治12年までの新聞紙、雑誌一覧〕 |
|   |            | 12 | 8  | 新聞雑誌類の読売が禁ぜらる                      |                                                                                                                              |

上表は、「新聞歴史」巻2~4の構成を一覧にしたもの。年譜の綱文(布達号数は省略)は主として、翻刻に伴って作成された「新聞歴史」目次に基づく(前掲『拾遺』5巻頭。ただし表4と同様、各省の布達号数は省略)。表作成にあたり、一部の綱文に改変を施した。なお、〈 〉内は割書、〔 〕内は表作成者による注記を表す。